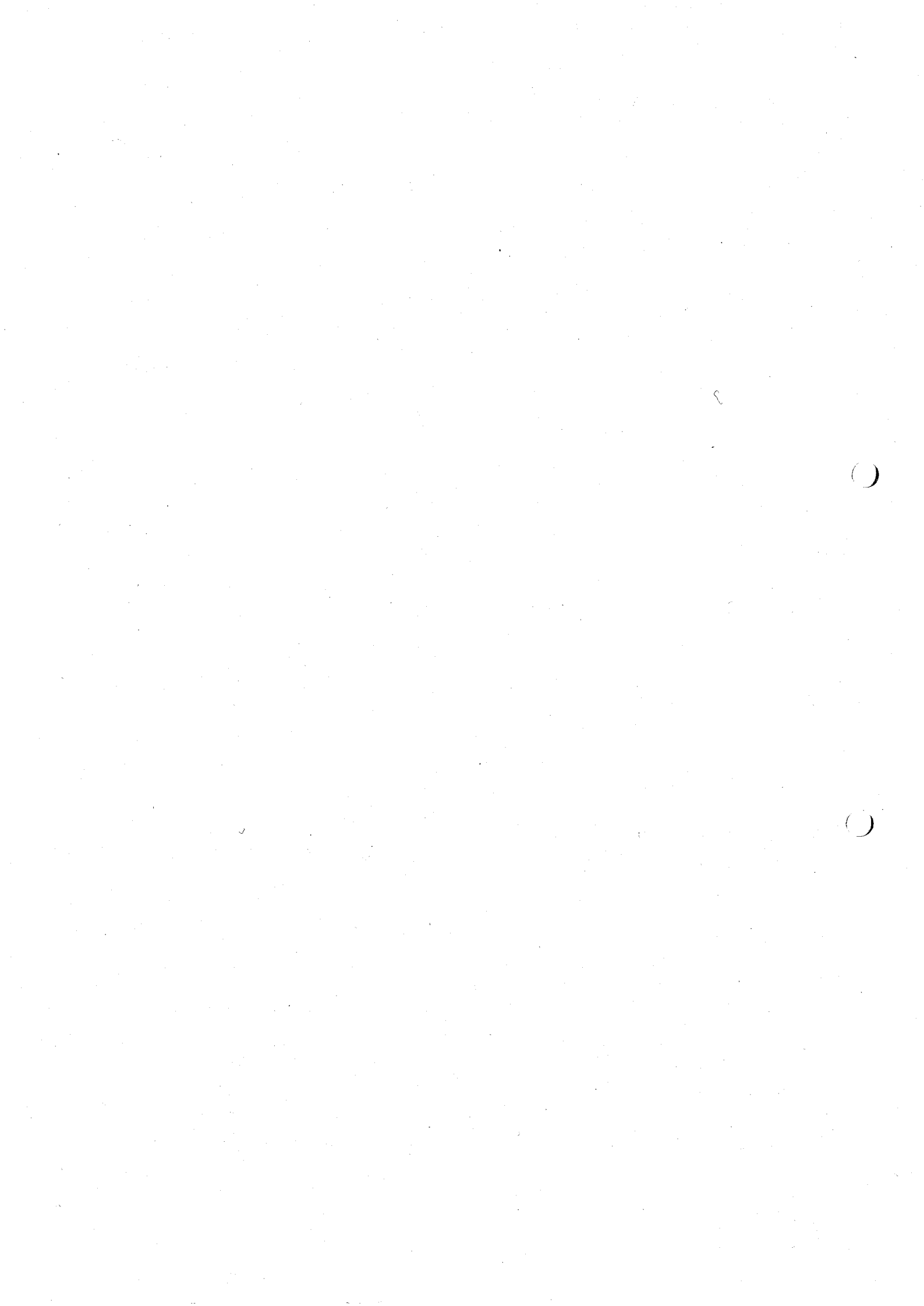


新 宿 区
第Ⅳ期ホームレスの自立支援等に
関する推進計画（素案）

令和 年 月

新 宿 区



目次

I 計画改定の基本方針

- | | | | |
|---|--------------|-------|----|
| 1 | 計画改定の基本方針 | ----- | PO |
| 2 | 計画の位置づけと計画期間 | ----- | PO |
| 3 | ホームレスの定義とタイプ | ----- | PO |

II ホームレスの現状

- | | | | |
|---|-----------------|-------|----|
| 1 | ホームレス数 | ----- | PO |
| 2 | ホームレスの生活実態 | ----- | PO |
| 3 | 新宿区の相談状況 | ----- | PO |
| 4 | 路上生活者対策施設利用者の状況 | ----- | PO |

III これまでのホームレス問題への取組と課題

- | | | | |
|---|-------------|-------|----|
| 1 | 都区共同事業による取組 | ----- | PO |
| 2 | 新宿区の実取組 | ----- | PO |

IV ホームレス問題の解決に向けたこれからの取組

- | | | | |
|---|---------------------|-------|----|
| 1 | 解決のための基本的な考え方 | ----- | PO |
| 2 | 新宿区・東京都・国の役割 | ----- | PO |
| 3 | 具体的な施策の推進 | ----- | PO |
| 4 | ホームレスのタイプ・段階的支援イメージ | ----- | PO |

V 計画の推進等

- | | | | |
|---|-------------|-------|----|
| 1 | 計画の推進体制 | ----- | PO |
| 2 | 第Ⅲ期推進計画の見直し | ----- | PO |

VI 資料

1	第IV期推進計画策定委員会	-----	PO
2	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法	-----	PO
3	生活困窮者自立支援法	-----	PO
4	ホームレスの自立の支援等に関する基本方針	-----	PO
5	ホームレスの自立支援等に関する東京都実施計画（第4次）	---	PO
6	路上生活者対策事業実施大綱	-----	PO
7	新宿区のホームレス自立支援等の経緯	-----	PO
8	新宿区のホームレス事業に関する事業費等の推移	-----	PO
9	第III期推進計画の事業と事業主体、対象タイプ一覧	-----	PO
10	生活困窮者自立支援法に基づくアセスメント項目一覧	-----	PO
11	用語説明	-----	PO

I 計画改定の基本方針

1 計画改定の基本方針

新宿区は、乗降者数世界一の新宿駅や繁華街を抱えるなど、大都市として位置づけられています。その中で、流入するホームレスが大きな都市問題の一つとなっています。

そこで、区は、ホームレス対策を区政の重要課題と位置づけ、平成18年2月に「ホームレスの自立支援等に関する推進計画」（以下、「第Ⅰ期推進計画」という。）を策定し、積極的にホームレス対策を実施してきました。

この第Ⅰ期推進計画を受けて、平成22年2月に策定した「第Ⅱ期ホームレスの自立支援等に関する推進計画」（以下、「第Ⅱ期推進計画」という。）では、この間のホームレス数の減少やホームレス層の変化、都区制度の見直し等を踏まえて、八つの基本施策を展開することとし、平成28年1月に策定した「第Ⅲ期ホームレスの自立支援等に関する推進計画」（以下、「第Ⅲ期推進計画」という。）もこれを継承しました。

この第Ⅰ期から第Ⅲ期の取組を進めてきた結果、新宿区のホームレス数は、東京都の*路上生活者概数調査（以下、「路上生活者概数調査」という。）によれば、平成16年8月の1,102人をピークに、長期的には減少傾向が続き、平成31年1月の調査では117人となっています。

しかしながら、路上生活が長期化・高齢化したホームレスに加え、近年、起居する場所を変えながら不安定な就労に従事する、いわゆる「見えにくいホームレス」層等が加わり、質的な変化に対応する施策の展開が引き続き強く求められています。

さらに、全国から人が集まる新宿は、ホームレスが集まりやすい特性があります。

このような中で、「第Ⅳ期ホームレスの自立支援等に関する推進計画」（以下、「第Ⅳ期推進計画」という。）では、実効性の高い取組を推進するために、引き続き「固定・定着化が進む高齢層に対する支援」、「若年層に対する支援」、「再路上化への対応」の三つのポイントを中心に整理しました。

併せて、ホームレス問題は個々の自治体だけの取組だけでは抜本的な解決が困難であることから、国及び東京都に対して、総合的な施策の確立や財政負担のあり方などについての提言・要望を行うものとなりました。

また、今後もホームレス対策について区民の理解と協力を深めていくことや、これまでホームレス対策の支援活動を続けてきたNPO等支援団体との連携を一層強化するよう努めることも重要であると位置付けています。

2 計画の位置づけと計画期間

(1) 計画の位置づけ

この第IV期推進計画は、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」(以下、「特別措置法」という。)に、その策定の根拠を持つものです。

第IV期推進計画は、平成19年(2007年)に策定した「新宿区基本構想」で示した目指すべきまちの姿を実現するための「新宿区総合計画」を上位計画とする個別計画であり、施策は実行計画や各年度における予算によって具現化されます。

「新宿区総合計画」では、基本政策I「暮らしやすさ1番の新宿」における個別施策の一つに「セーフティネットの整備・充実」を掲げ、そこで「ホームレスの自立支援の推進」を実行計画事業に位置付けています。

なお、現在の総合計画の最初の実行計画として策定した第一次実行計画(平成30年度～令和2年度)では重点的に取り組む施策を5つの基本政策に整理しており、その中の基本政策I「暮らしやすさ1番の新宿」において引き続きホームレスの自立支援の推進に取り組む旨、示しています。

(2) 計画期間

当初10年間の時限立法として制定した「特別措置法」は、平成24年6月に5年間の延長がなされ、次いで平成29年6月に10年間延長となりました。

東京都は、特別措置法に基づき、「ホームレスの自立支援等に関する東京都実施計画」(以下、「都の実施計画」という。)を策定しており、直近では平成31年3月に改定しています。

第Ⅳ期推進計画の期間は、最新の都の実施計画の期間が平成 31 年度から令和 5 年度までの 5 年間となっていることを踏まえ、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間とします。

3 ホームレスの定義とタイプ

「特別措置法」第 2 条では、「ホームレスとは都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者」と定義しています。

しかし、路上生活は未経験であっても「ホームレス生活を余儀なくされるおそれのある人」が依然として存在します。

したがって、第Ⅲ期推進計画では「特別措置法」第 2 条の定義に加え、不安定就労による「見えにくいホームレス」、「ホームレス生活を余儀なくされるおそれのある人」も引き続き対象とします。

また、限られた資源の有効活用、ホームレスそれぞれの態様・段階のニーズの違いに応じた総合的な施策の展開を図るために、次のように概ね三つのタイプ別にホームレスの人々のニーズを把握することとします。

(1) 【タイプ 1】 概ね 50 歳以上で、ホームレス生活が長期化した層

概ね 50 歳以上を中心とした、ホームレス生活が長期化した人には、福祉制度を利用しない人と、利用を繰り返している人がいます。

前者の多くは*都市雑業や日雇い仕事をしながらダンボール等で路上生活をしています。

後者には、生活保護を受給したり*自立支援システムを利用するものの、自己都合による施設の退所などにより、再び路上に戻っては行政の支援を繰り返し受けるなど、なかなか自立が難しい人がいます。

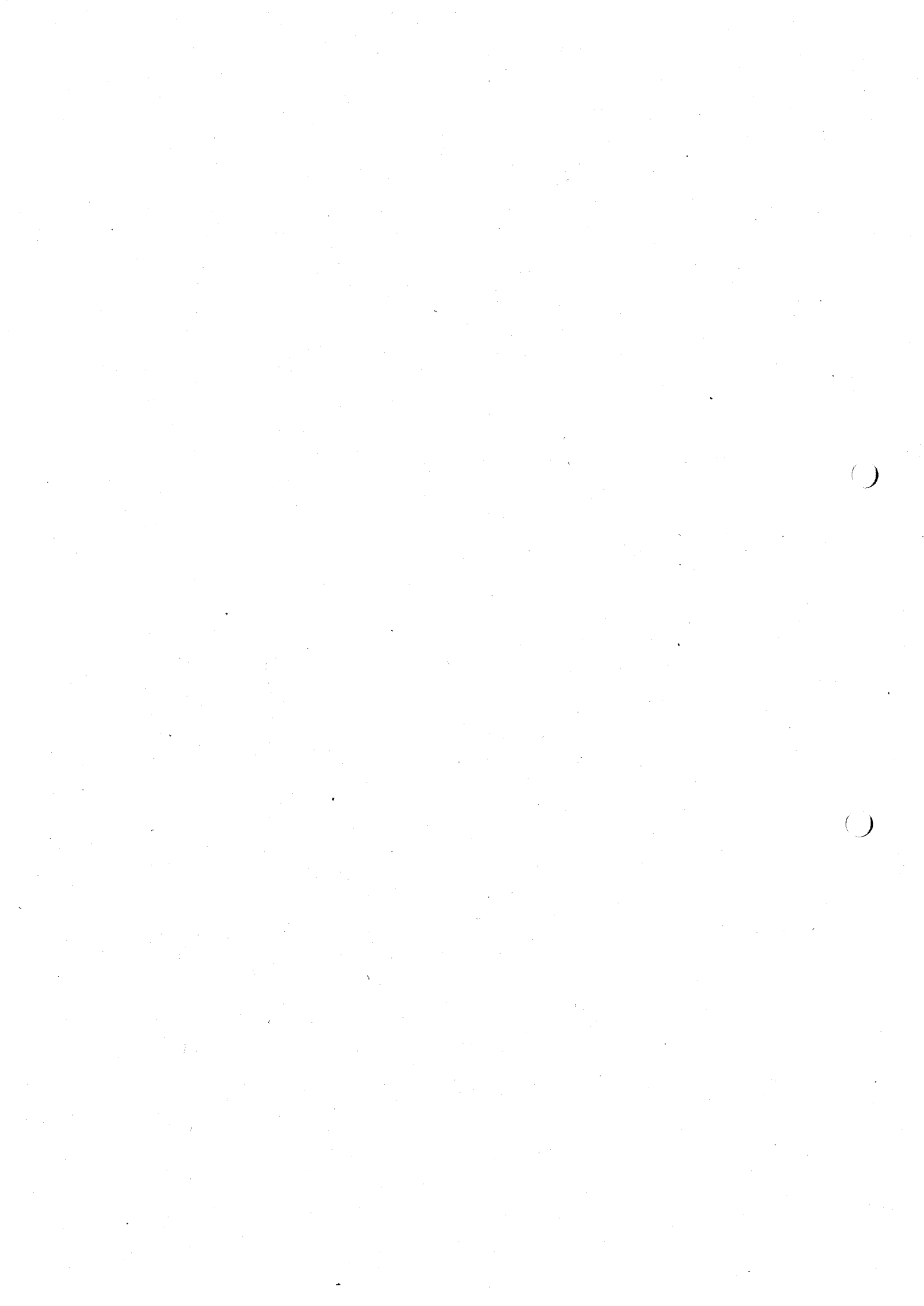
しかし、前者・後者とも、住民登録や年金調査などの福祉的支援の条件整備を行うことにより、地域での継続した生活を送ることができるケースも数多くあります。

(2) 【タイプ 2】 概ね 50 歳以下で、傷病・障害あるいは過去の生育歴・職歴等から、社会関係の再構築の支援も必要な層

傷病あるいは過去の職歴や、人的つながりが稀薄なことなどから継続就労が難しく、中には、就労意欲を喪失している人も多数見受けられます。

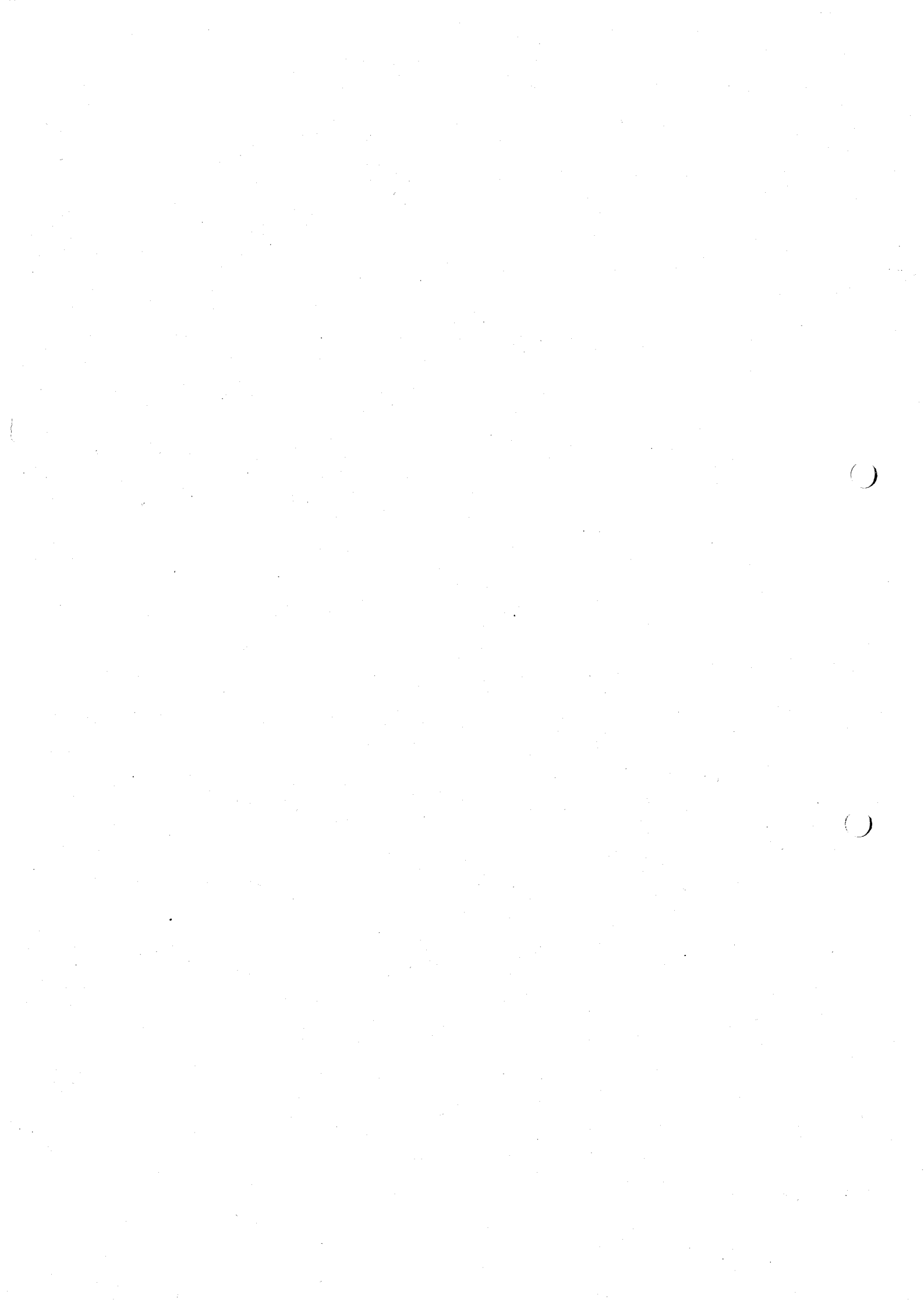
(3) 【タイプ 3】 概ね 50 歳以下を中心に、仕事と住宅が確保できれば、すぐにも自立ができる層

倒産・失業等により職を失い、所持金が無くなり、その日その週の暮らしに困窮しているが、心身ともに問題がなく就労意欲もあり、住居の確保など短期的・集中的な支援が必要な人たちです。



Ⅱ ホームレスの現状

- 1 ホームレス数
- 2 ホームレスの生活実態
- 3 新宿区の相談状況
- 4 路上生活者対策施設利用者の状況



Ⅱ ホームレスの現状

1 ホームレス数

ホームレス問題を解決していくには、はじめにホームレスの現状を把握する必要があります。

その中でもホームレス数は、国にとっても地方自治体にとっても、施策や計画の策定のための指標となり、また運用状況や効果を評価する上での重要な指数となります。

新宿区のホームレス数は、東京都の「路上生活者概数調査」では、平成16年8月に1,102人、東京23区で最多の状況でした。

その後、支援の取組により漸減傾向が続き、平成19年8月に一時的に増加しましたが、平成27年1月には70人と東京23区で4番目となりました。しかし、その後は微増傾向が続き、平成31年1月の調査では117人となり、東京23区で最多の状況となっています。

一方、全国のホームレス概数は、国の平成19年1月の「ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）結果」（以下、「全国調査（概数調査）」という。）では、全都道府県でホームレスが確認され、合計18,564人でした。特別措置法に基づくホームレスの自立支援の取組を継続したことにより、平成27年1月の「全国調査（概数調査）」では、44都道府県、合計6,541人までに減少しており、さらに平成31年1月の「全国調査（概数調査）」では、41都道府県、合計4,555人までに減少しています。

ここでは、ホームレスの多い都市や東京23区、及び新宿区におけるホームレス数について比較検証します。

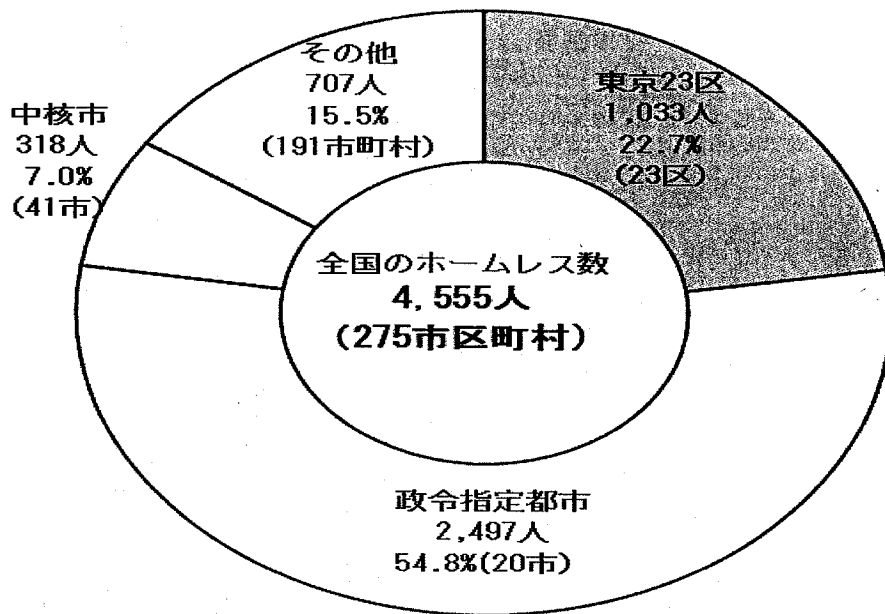
(1) 全国のホームレス数

平成31年1月「全国調査(概数調査)」

自治体名等	31年調査	27年調査	増減
5都市	2,898人	4,123人	△1,225人
東京23区(※)	1,033人	1,336人	△303人
横浜市	458人	548人	△90人
川崎市	285人	439人	△154人
名古屋市	120人	273人	△153人
大阪市	1,002人	1,527人	△525人
その他大都市	508人	653人	△145人
札幌市	43人	45人	△2人
仙台市	85人	110人	△25人
千葉市	35人	36人	△1人
京都市	40人	89人	△49人
神戸市	49人	74人	△25人
広島市	24人	32人	△8人
北九州市	64人	84人	△20人
福岡市	168人	183人	△15人
これ以外の市町村	1,149人	1,765人	△616人
合計	4,555人	6,541人	△1,986人

※ 国が管理する河川のホームレス数(都内合計514人、うち東京23区439人)を含む。

平成 31 年 1 月「全国調査（概数調査）」
 自治体種別による全国のホームレス数
 合計 4,555 人 (275 市区町村)



全国のホームレス数については、巡回による目視で確認したところ、平成 31 年 1 月の調査では 4,555 人となっており、平成 27 年の 6,541 人と比べて 1,986 人 (30.4%) 減少しました。

また、ホームレス数を都道府県別に見ると、東京都が 1,126 人 (平成 27 年調査 1,498 人)、次いで大阪府が 1,064 人 (同 1,657 人) となっており、東京都と大阪府で全国の約半数を占めています。

さらに市区町村別では、ホームレスが確認された 275 市区町村のうち、東京 23 区が 1,033 人 (22.7%)、政令指定都市 (20 市) が 2,497 人 (54.8%) となっています。

(2) 東京都全体のホームレス数

区市町村別ホームレス概数一覧 平成31年1月「路上生活者概数調査」単位：人

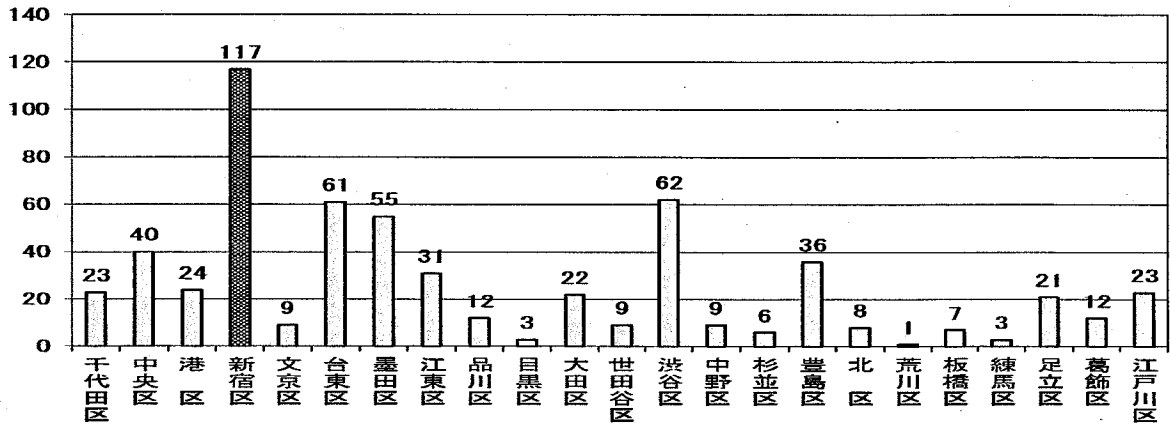
千代田区	23	(56)	品川区	12	(13)	北区	8	(10)
中央区	40	(50)	目黒区	3	(2)	荒川区	1	(3)
港区	24	(32)	大田区	22	(38)	板橋区	7	(9)
新宿区	117	(99)	世田谷区	9	(16)	練馬区	3	(5)
文京区	9	(25)	渋谷区	62	(117)	足立区	21	(27)
台東区	61	(100)	中野区	9	(7)	葛飾区	12	(17)
墨田区	55	(78)	杉並区	6	(19)	江戸川区	23	(20)
江東区	31	(29)	豊島区	36	(35)			
東京23区合計							594	(807)
八王子市	3	(3)	小金井市	0	(1)	東大和市	0	(0)
立川市	2	(1)	小平市	0	(1)	清瀬市	0	(0)
武蔵野市	0	(2)	日野市	2	(3)	東久留米市	0	(0)
三鷹市	1	(2)	東村山市	1	(1)	武蔵村山市	0	(0)
青梅市	0	(0)	国分寺市	0	(1)	多摩市	0	(0)
府中市	5	(11)	国立市	0	(1)	稲城市	1	(2)
昭島市	0	(0)	西東京市	1	(1)	羽村市	0	(0)
調布市	0	(1)	福生市	1	(0)	あきる野市	0	(0)
町田市	0	(0)	狛江市	0	(0)	町村部	1	(0)
市町村合計							18	(31)
総合計							612	(838)

※ () 内は、平成27年8月調査の数値です。「路上生活者概数調査」は、昼間の巡回による目視で確認した数値です。国が管理する河川のホームレス数を含みません。

(3) 東京 23 区のホームレス数

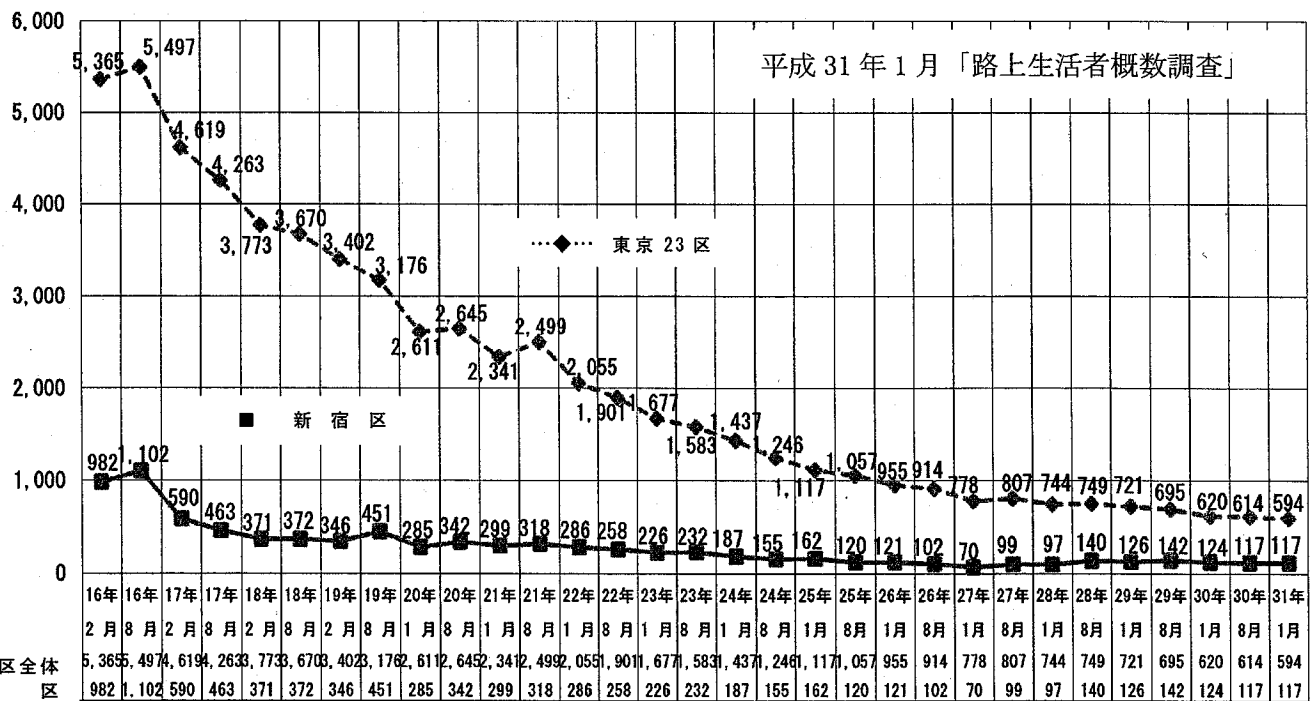
人 ① 東京 23 区別のホームレス数

平成 31 年 1 月 「路上生活者概数調査」



平成 31 年 1 月の路上生活者概数調査による東京 23 区内のホームレスの合計数は 594 人です。新宿区 117 人、渋谷区 62 人、台東区 61 人、墨田区 55 人、この 4 区の合計で 295 人になり、東京 23 区全体の約半数を占めています。

② 東京 23 区全体と新宿区のホームレス数の経年推移



東京 23 区及び新宿区のホームレス数は平成 16 年以降、長期的には減少傾向にあります。これは、東京都及び東京 23 区と共同で*地域生活移行支援事業を実施したことや自立支援システムの整備等により、多くのホームレスが自立したことによります。

なお、平成 21 年 1 月から 8 月にかけては、東京 23 区全体で 158 人の増となっています。この原因の一つは、景気の悪化に伴う失業率の上昇だと考えられます。

(4) 新宿区のホームレス数

① 新宿区内のホームレス数の内訳と経年推移

平成 31 年 1 月 「路上生活者概数調査」

調査年	16 年		17 年		18 年		19 年		20 年		21 年	
調査月	2 月	8 月	2 月	8 月	2 月	8 月	2 月	8 月	1 月	8 月	1 月	8 月
東京 23 区全体	5,365	5,497	4,619	4,263	3,773	3,670	3,402	3,176	2,611	2,645	2,341	2,499
新宿区 (A+B+C)	982	1,102	590	463	371	372	346	451	285	342	299	318
内 (女性)	(6)	(25)	(8)	(9)	(10)	(7)	(9)	(9)	(10)	(5)	(7)	(4)
A 区内の都施設	519	585	376	228	206	205	194	255	162	200	162	149
内 (戸山公園)	(213)	(238)	(80)	(159)	(105)	(99)	(106)	(142)	(64)	(131)	(103)	(81)
B 区内の駅施設	23	15	10	8	11	3	2	9	12	8	13	7
C 区立施設	440	502	204	227	154	164	150	187	111	134	124	162
区立公園	419	476	188	212	137	150	142	177	103	105	91	124
内 (新宿中央公園)	(316)	(339)	(98)	(115)	(77)	(82)	(67)	(103)	(43)	(56)	(46)	(71)
区道等	21	26	16	15	17	14	8	9	8	29	33	38

調査年	22 年		23 年		24 年		25 年		26 年		27 年	
調査月	1 月	8 月	1 月	8 月	1 月	8 月	1 月	8 月	1 月	8 月	1 月	8 月
東京 23 区全体	2,055	1,901	1,677	1,583	1,437	1,246	1,117	1,057	955	914	778	807
新宿区 (A+B+C)	286	258	226	232	187	155	162	120	121	102	70	99
内 (女性)	(4)	(9)	(6)	(5)	(6)	(2)	(10)	(6)	(8)	(6)	(7)	(2)
A 区内の都施設	126	134	120	112	104	73	107	41	48	51	51	71
内 (戸山公園)	(54)	(43)	(29)	(18)	(8)	(3)	(16)	(14)	(8)	(11)	(13)	(11)
B 区内の駅施設	6	9	11	4	6	2	4	1	7	2	4	2
C 区の施設	154	115	95	116	77	80	51	78	66	49	15	26
区立公園	104	87	72	85	54	62	45	57	52	44	9	19
内 (新宿中央公園)	(63)	(39)	(36)	(67)	(46)	(49)	(23)	(35)	(35)	(32)	(4)	(0)
区道等	50	28	23	31	23	18	6	21	14	5	6	7

調査年	28年		29年		30年		31年
調査月	1月	8月	1月	8月	1月	8月	1月
東京23区全体	744	749	721	695	620	614	594
新宿区(A+B+C)	97	140	126	142	124	117	117
内(女性)	(4)	(2)	(4)	(4)	(5)	(2)	(1)
A 区内の都施設	81	110	102	104	110	94	103
内(戸山公園)	(6)	(12)	(8)	(9)	(13)	(13)	(19)
B 区内の駅施設	0	0	0	10	0	0	0
C 区の施設	16	30	24	28	14	23	14
区立公園	12	26	9	22	13	19	11
内(新宿中央公園)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
区道等	4	4	15	6	1	4	3

新宿区内のホームレス数は、平成31年1月の路上生活者概数調査によると117人で、平成16年8月のピーク時1,102人と比べると985人(89.4%)減少しました。

東京23区全体のホームレス数は、594人で、平成16年8月の5,497人と比較すると4,903人(89.2%)減少しました。新宿区は、東京23区全体の減少率とほぼ同じといえます。また、公園に起居するホームレスの比率が減少しています。

これは、これまでの新宿区の実施や*都区共同事業等の効果によるものと考えられます。

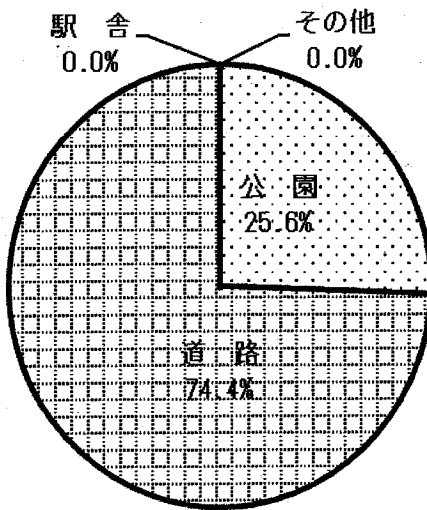
② 施設別ホームレス数

平成31年1月「路上生活者概数調査」

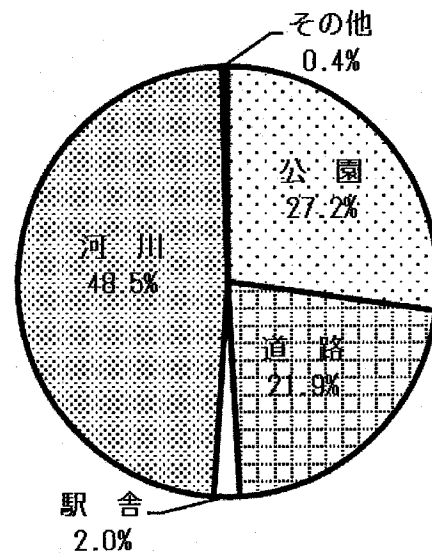
新宿区	(人)	(%)
公園	30人	25.6%
道路	87人	74.4%
駅舎	0人	0.0%
その他	0人	0.0%
計	117人	100.0%

東京23区	(人)	(%)
公園	281人	27.2%
道路	226人	21.9%
駅舎	21人	2.0%
河川	501人	48.5%
その他	4人	0.4%
計	1,033人	100.0%

新宿区



東京23区



新宿区と東京23区全体を比較すると、新宿区は道路上のホームレスが多いといえます。新宿区は、駅周辺や繁華街の近くに幹線道路やガード下、大規模な地下街等、滞留しやすい場所が多くあるため、路上でホームレスが起居していることがわかります。

2 ホームレスの生活実態

(1) 平成28年10月* 「ホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）」

国は、平成28年10月、東京23区、政令指定都市（熊本市を除く。）及び平成28年1月調査（概数調査）において30人以上のホームレスが確認された市において、「平成28年ホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）」（以下、「全国調査（実態調査）」という。）を実施し、全体で1,435人から回答を得ました。

① 性別

ホームレスの性別は、男性が96.2%（平成24年調査においては95.5%）、女性が3.8%（平成24年調査においては4.5%）で、大半が男性で占められています。

② 年齢

ホームレスの平均年齢は61.5歳（平成24年調査においては59.3歳）であり、年齢分布については、「65-69歳」が23.1%と最も多く、次いで「60-64歳」が22.9%、「70歳～」が19.7%の順となっており、「55歳以上」が全体の7割以上を占め、ホームレスの高齢化の傾向が見られます。

③ 野宿生活の状況

野宿生活の実態としては、一定の場所で決まっている者が77.5%（平成24年調査においては83.2%）であり、このうち場所としては「公園」が33.0%（平成24年調査においては28.2%）、「河川敷」が26.3%（平成24年調査においては29.0%）、次いで「道路」が15.3%（平成24年度調査においては15.9%）となっています。

また、平成28年調査時の野宿生活期間は、3年未満が34.4%（平成24年調査においては37.9%）、5年以上は65.6%（平成24年調査においては62.0%）となっており、野宿生活の長期化の傾向が見られます。

さらに、仕事と収入の状況は、ホームレスの55.6%（平成24年調査においては60.4%）が仕事をし、その仕事内容は「廃品回収」が70.8%（平成24年調査においては77.7%）を占めています。

平均的な収入月額額は3.8万円ですが、3万円以上5万円未満が33.6%（平成24年調査においては30.8%）、次いで1万円以上3万円未満が30.7%（平成24

年調査においては34.8%) となっています。

④ 野宿生活までのいきさつ

野宿生活の直前の職業としては、建設業関係の仕事が48.2% (平成24年調査においては46.2%)、製造業関係の仕事が13.0% (平成24年調査においては14.5%) を占めています。雇用形態は「常勤職員・従業員(正社員)」が40.4% (平成24年調査においては42.0%) と大きな割合を占め、「日雇」が26.7% (平成24年調査においては25.8%)、「臨時・パート・アルバイト」が24.1% (平成24年調査においては24.0%) となっています。

また、野宿生活に至った理由としては「仕事が減った」が26.8% (平成24年調査においては34.0%) が最も多く、次いで「倒産・失業」が26.1% (平成24年調査においては27.1%)、「病気・けが・高齢で仕事ができなくなった」が16.9% (平成24年調査において19.8%) となっています。

⑤ 健康状態

現在の健康状態については、「悪い」と回答した者が27.1% (平成24年調査においては26.7%) であり、このうち「治療等を受けていない」者が60.9% (平成24年調査においては62.8%) となっています。

⑥ 福祉制度の利用状況

福祉制度の利用状況については、巡回相談員に会ったことがある者は89.8% (平成24年調査においては78.2%) あり、このうち相談したことがある者は46.9% (平成24年度調査においては38.5%) となっています。

次に、『緊急一時宿泊事業(シェルター)』を知っている者は70.2% (平

成24年調査においては65.9%) であり、このうち利用したことがある者は20.6% (平成24年調査においては18.5%) となっています。また*『自立支援センター』を知っている者は73.2% (平成24年調査においては64.7%) であり、このうち利用したことがある者は15.1% (平成24年調査においては10.3%) です。

なお、『緊急一時宿泊事業 (シェルター)』及び『自立支援センター』を利用した後に、再び野宿生活に戻ってしまう者がいることが確認されています。

また、これまでに生活保護制度を利用したことがある者は32.9% (平成24年調査においては25.3%) となっています。

⑦ 自立について

自立に向けた今後の希望としては「自活したい」が24.6% (平成24年調査においては28.6%) であるのに対し、「今のままでいい」という者は35.3% (平成24年調査においては30.4%) となっており、平成24年調査と比較し、就労自立する意欲が十分でないホームレスの割合が増加しています。

⑧ 生活歴

家族・親族との連絡状況については「家族及び親族がいる」と回答した者が73.0% (平成24年調査においては74.8%) を占めています。このうち、過去1年間に「家族・親族との音信がない」者が78.5% (平成24年調査においては77.9%) となっています。

また、「公的年金の保険料を納付していたことがある」者は62.4% (平成24年調査においては70.0%)、「金融機関等に借金がある」者は14.3% (平成24年調査においては16.0%) です。

⑨ 行政や民間団体への要望及び意見

行政や民間団体への要望及び意見では、「住居関連」が33.7%（平成24年調査においては35.3%）と最も多く、次いで「仕事関連」が28.3%（平成24年調査においては36.3%）、「その他の生活関連」が22.2%（平成24年調査においては19.3%、「健康関連」が18.6%）となっています。

(2) 東京都内における「住居喪失不安定就労者」の状況について

国は、平成19年、ネットカフェ等に寝泊まりしながら不安定就労に従事する「住居喪失不安定就労者」の実態を明らかにするため、平成19年6月から7月にかけて「住居喪失不安定就労者実態調査」を実施しています。調査の結果、ネットカフェ等を週の半分以上オールナイト利用する住居喪失者は全国に約5,400人、そのうち東京23区内に約2,000人いるものと推計されています。

そのうち、住居喪失非正規労働者は、全国で2,700人、東京23区内に1,400人いると推計されます。

住居喪失非正規労働者の実態は、ほとんどが男性（性別の90%）で、年齢層では20歳代（27.3%）と50歳代（26.5%）が多いことがわかりました。

ネットカフェ等以外の寝泊まり場所としては「ファーストフード店」（26.1%）、「カプセルホテル」（23.3%）、「その他」（21.2%）の順です（複数回答あり）。

その後の東京都内における「住居喪失不安定就労者」の状況は、東京都が、平成28年11月から平成29年1月にかけて、昼夜滞在可能な店舗で寝泊まりしながら不安定就労に従事する住居喪失不安定就労者等の実態について、「住居喪失不安定就労者等の実態に関する調査」を実施しています。この調査では、東京都の平日1日のオールナイト利用者概数は約15,300人と推計され、オールナイト利用の理由が「現在『住居』がなく、寝泊まりするために利用」であ

る者（＝住居喪失者）は、25.8%となっています。

また、「住居喪失」を理由とする者のうち、「不安定就労者」（「派遣労働者」＋「契約社員」＋「パート・アルバイト」）は75.8%となっています。

これらの調査結果による住居喪失不安定就労者数の推計値については、オールナイト利用者概数約15,300人のうち、インターネットカフェ等をオールナイト利用する「住居喪失者」は東京都全体で1日あたり約4,000人（オールナイト利用者に占める構成比25.8%）、そのうち「住居喪失不安定就労者」は約3,000人（住居喪失者に占める構成比75.8%）と推計されます。

住居喪失者等（住居喪失者及び住居喪失のおそれがある者）は、97.5%が「男性」、年齢層は「30～39歳」（38.6%）が最も多く、次いで「50～59歳」（28.9%）、「40～49歳」（17.4%）の順となっています。

また、住居喪失者等がよく利用するものは、「路上（公園・河川敷・道路・駅舎等の施設）」が43.8%を占め、次いで「ファーストフード店」が40.5%、「サウナ」が30.9%の順となっています。寝泊まりの場所として「インターネットカフェ等のみ」利用する者は4.4%であり、9割以上の者は、寝泊まりのために路上やインターネットカフェ等以外の施設も利用しています。

就業状況は、「仕事をしている者」は86.5%、「ふだん仕事をしていない」が13.5%となっており、労働形態は、「パート・アルバイト」（41.4%）、「派遣労働者」（40.1%）の順となっています。

これらの結果から、住居喪失不安定就労者には、「比較的若年の男性が多い」、「ほとんどの人が仕事をしており、パート・アルバイト、派遣労働者などの不安定就労が多い」などの特徴が見られます。

都市雑業や建設日雇等に従事して生活する従前のホームレスが高齢化・固定化する一方で、このような若年層が増加しています。

3 新宿区の相談状況

(1) 福祉事務所の相談状況

ホームレス等の窓口相談の推移 (人)

年 度	福祉事務所相談件数			※	※	※
	相談のみ	生活保護 申請受理	相談来所 (計)	食料支給	送院通知	区内ホーム レス概数
21	14,053	2,736	16,789	59,023	729	286
22	12,984	2,151	15,135	32,831	493	226
23	11,799	1,772	13,571	23,454	671	187
24	7,449	1,684	9,133	15,917	678	162
25	5,508	1,312	6,820	10,292	682	121
26	4,443	1,299	5,742	9,292	415	70
27	3,979	960	4,939	8,730	285	97
28	3,730	957	4,687	7,932	262	126
29	3,845	894	4,739	7,383	243	124
30						117

※ 食料支給：乾パンを支給した人数です。拠点相談所「とまりぎ」での支給を含みます。

※ 送院通知：救急車等で直接病院に搬送されて医療扶助を受けた人数です。

※ 区内ホームレス概数：各年度1月の「路上生活者概数調査」によるものです。

区内のホームレス数は漸減傾向にありますが、新宿区福祉事務所への相談は依然多く、相談内容も複雑化しています。

個々の状況に応じ、生活困窮者自立支援法に基づく各種事業や生活保護等の支援を行っています。

(2) 拠点相談所「とまりぎ」の相談状況

新宿区は相談体制の充実をはかるため、平成 18 年 4 月社団法人（平成 25 年 4 月より公益社団法人）東京社会福祉士会に委託して、*拠点相談所「とまりぎ」を開設しています。

拠点相談所では、豊富な知識と経験を持つ社会福祉士による相談のほか、心理・借金・アルコール等に精通する各分野の専門家に依頼して、それぞれ専門相談を行っています。

① 相談件数

相談種別	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
生活保護	556	445	350	381	323	218
病気	1,895	1,563	1,487	1,554	1,044	1,062
※自立支援センター	896	494	429	358	288	220
年金	173	105	116	90	55	66
借金	112	67	37	46	25	13
法律	81	37	27	43	26	31
就労	2,358	1,163	1,432	1,230	896	628
住宅	101	58	79	42	42	25
その他(衣類・シャワー等)	8,725	6,788	6,228	5,398	3,761	3,161
延べ相談者数 (注)	10,191	7,674	6,646	5,727	3,971	3,235
1 件当たりの相談時間	26.0 分	29.2 分	32.6 分	36.7 分	36.8 分	40.4 分
病院等への同行 (回)	198 回	214 回	206 回	196 回	78 回	71 回
巡回相談 (回)	19 回	27 回	18 回	38 回	181 回	121 回

相談種別	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
生活保護	121	143	94	184
病気	827	749	930	786
※自立支援センター	151	123	117	85
年金	24	25	35	40
借金	10	7	9	13
法律	9	7	7	5
就労	498	303	248	222
住宅	23	10	17	12
その他(衣類・シャワー等)	2,667	2,105	1,933	1,538
延べ相談者数 (注)	2,704	2,147	1,968	1,557
1件当たりの相談時間	40.6分	41.1分	41.2分	39.6分
病院等への同行(回)	25回	19回	7回	25回
巡回相談(回)	116回	208回	205回	385回

(注) 一人が複数の相談を受けているため、延べ相談者数は縦列の合計数と一致しません。

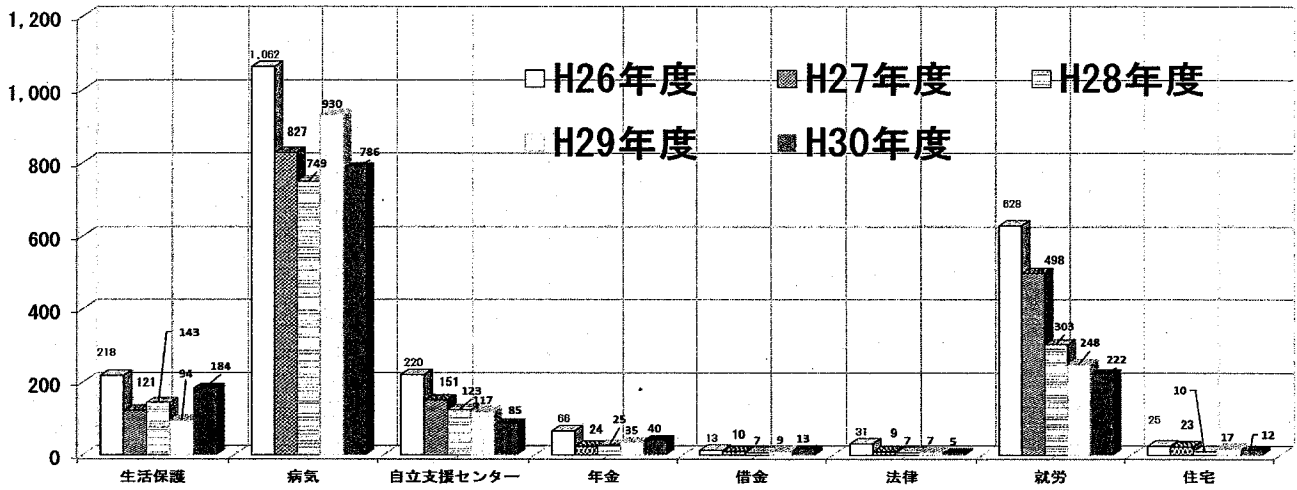
※ 自立支援センター：都区共同による自立支援センターの入所等に関する相談

区内ホームレス数の減少に伴い、相談件数は漸減傾向にありますが、相談内容は複雑化し、相談時間は1件あたりに約40分程度となっています。

現在は、路上生活が長期化・固定化しているホームレスへの巡回相談を重点的に行っています。

② 相談種別年度比較

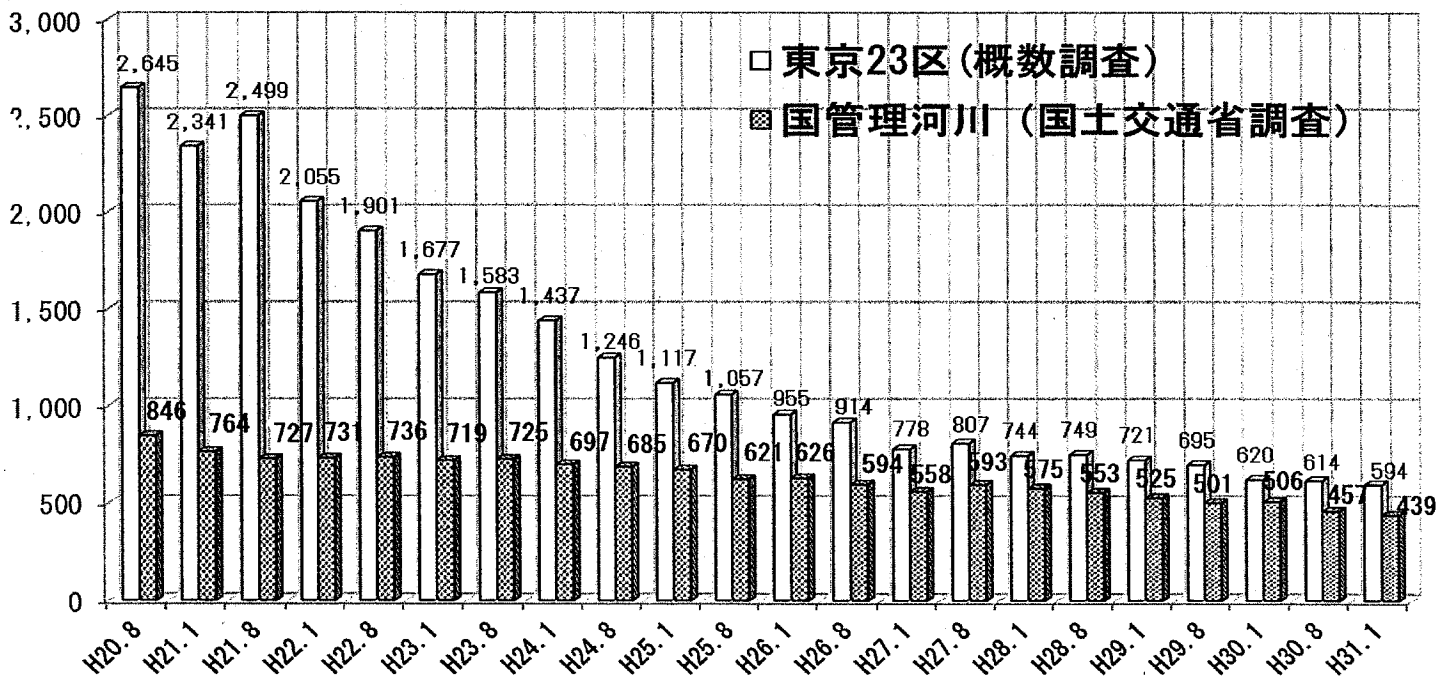
件



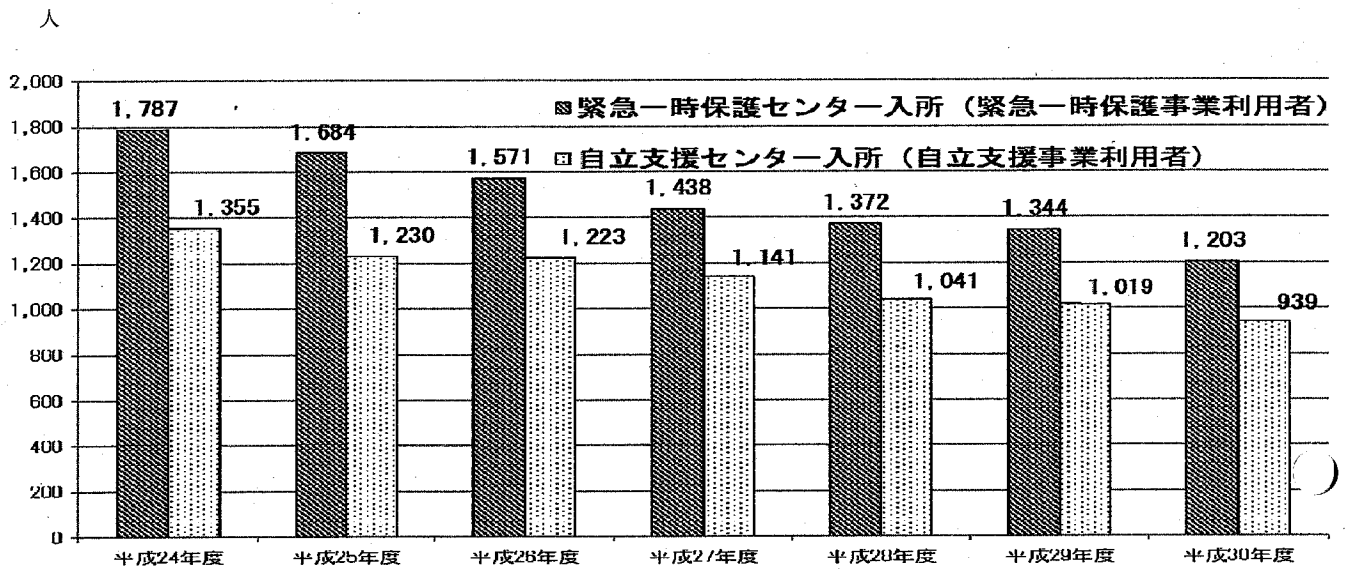
4 路上生活者対策施設利用者の状況

1 東京 23 区内路上生活者数 (路上生活者概数調査)

人



2 路上生活者対策施設入居者数 (23区一般利用分) 件数確認中



※ 平成22年10月から「緊急一時保護センター」と「自立支援センター」の機能を一体化した「新型自立支援センター」の設置を開始し、平成25年2月に全てのセンターが「新型」となっています。

3 「全国調査 (実態調査)」による東京23区内路上生活者の年齢構成

平成24年

平成28年

「全国調査 (実態調査)」

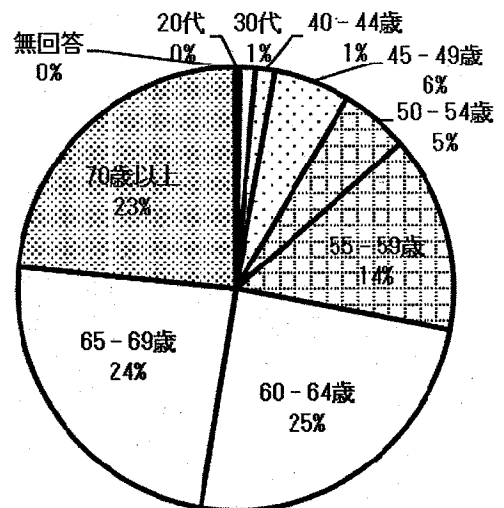
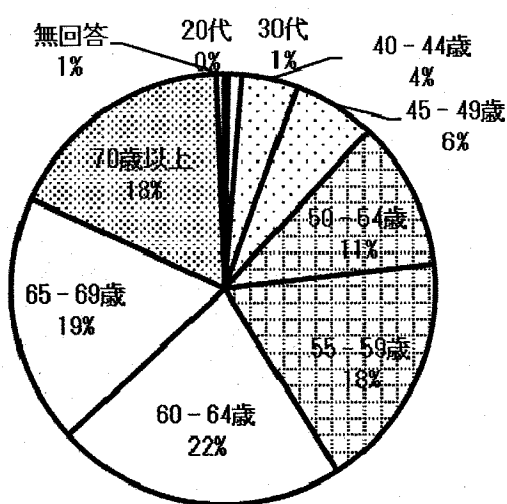
「全国調査 (実態調査)」

全国のホームレス数 9,576名

全国のホームレス数 5,140名

東京23区内ホームレス数 2,134名

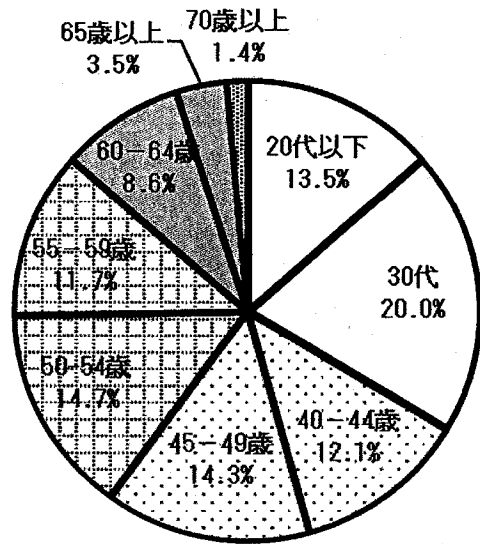
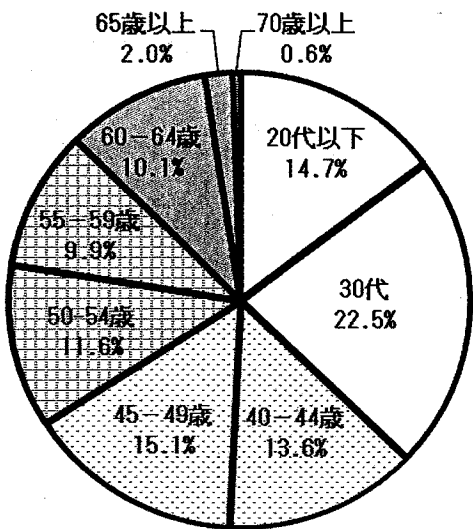
東京23区内ホームレス数 1,319名



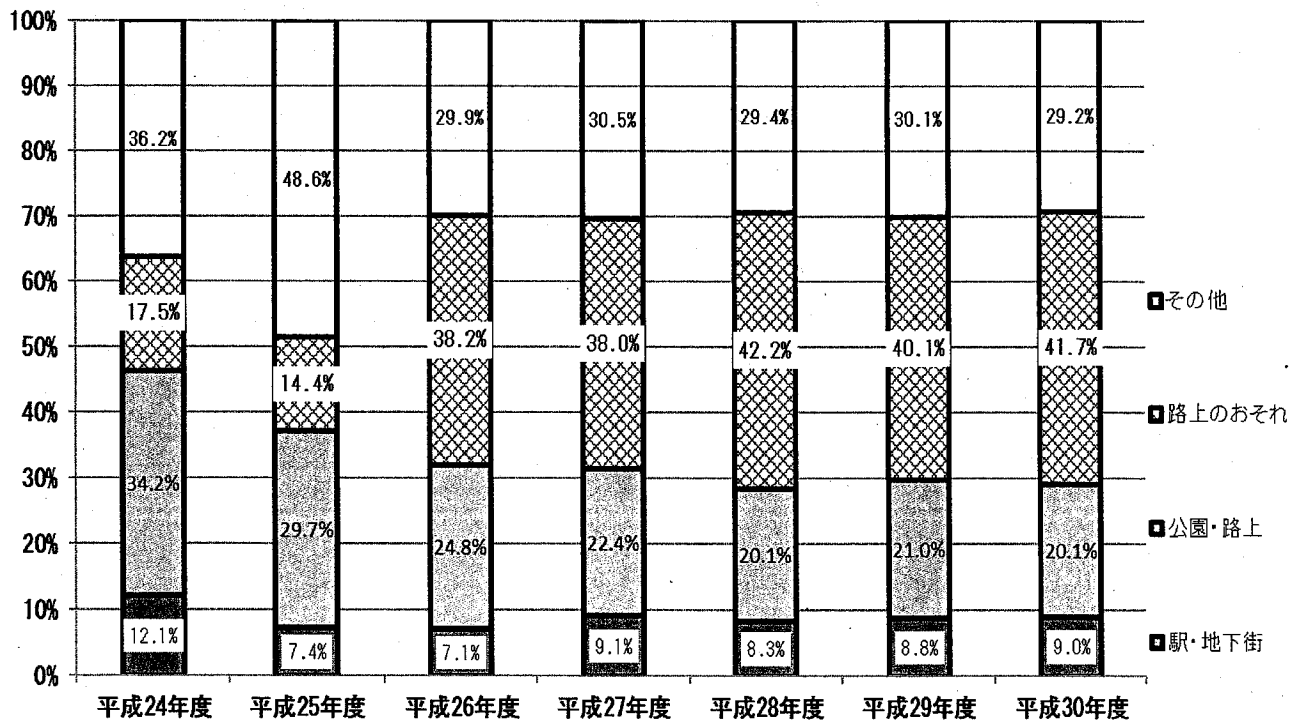
4 緊急一時保護事業（自立支援センター）入所者の年齢構成

平成26年度入所者 1,571名

平成30年度入所者 1,203名

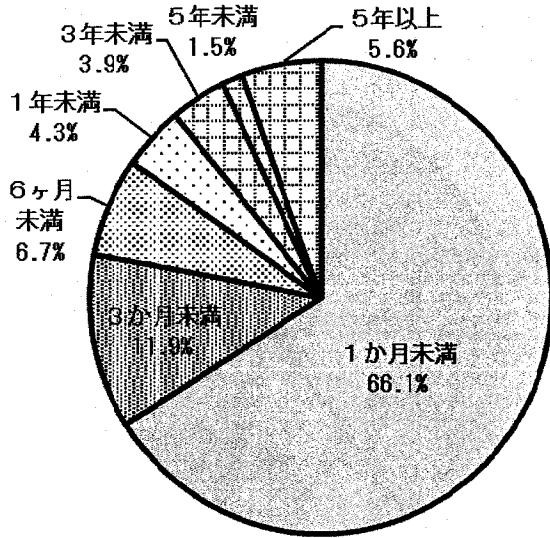


5 緊急一時保護事業（自立支援センター）入所者の入所前居住地

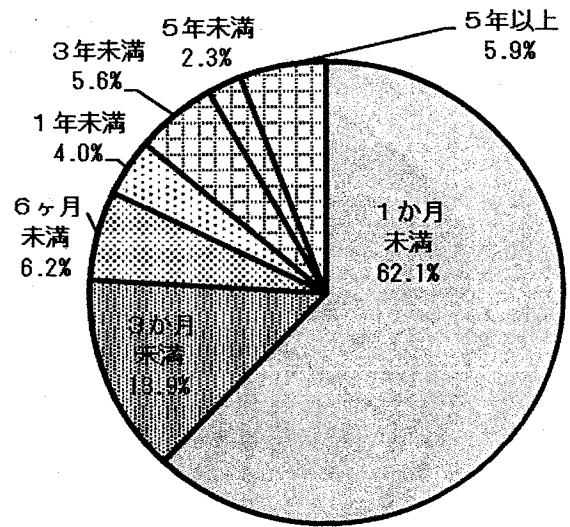


6 緊急一時保護事業（自立支援センター）入所者の路上生活歴

平成 26 年度入所者 1,571 名

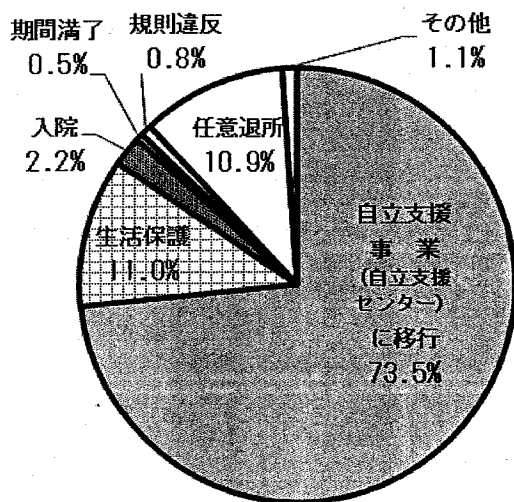


平成 30 年度入所者 1,203 名

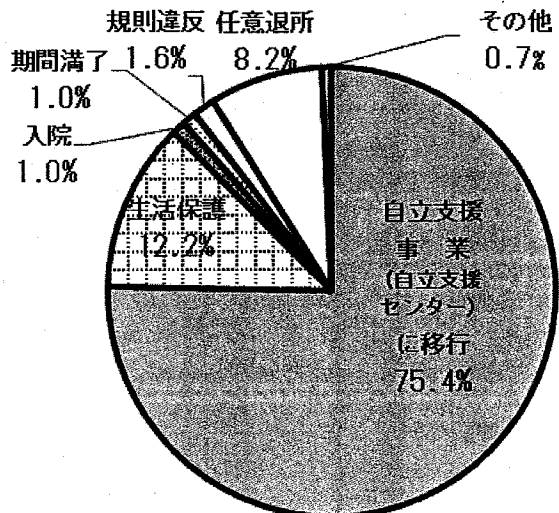


7 緊急一時保護事業（自立支援センター）退所者の退所理由

平成 26 年度退所者 1,579 名



平成 30 年度退所者 1,209 名



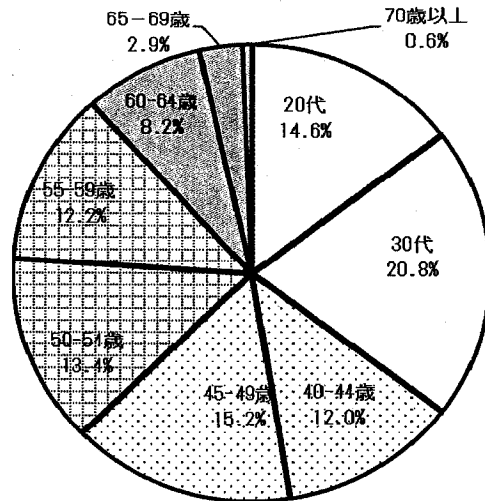
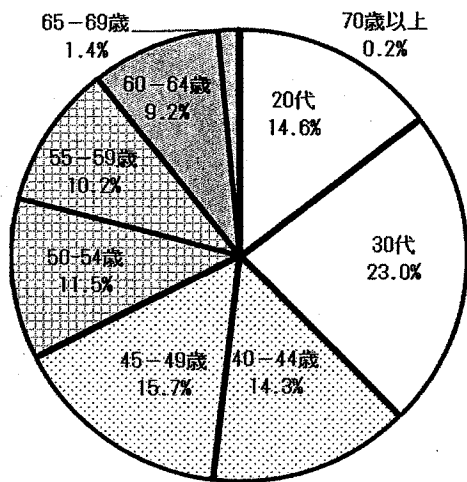
※ 「その他」：帰郷、親族引取り等を含みます。

※ 退所先や事情を確認できない場合、「任意退所」に含みます。

8 自立支援事業（自立支援センター）入所者の年齢構成

平成 26 年度入所者 1,223 名

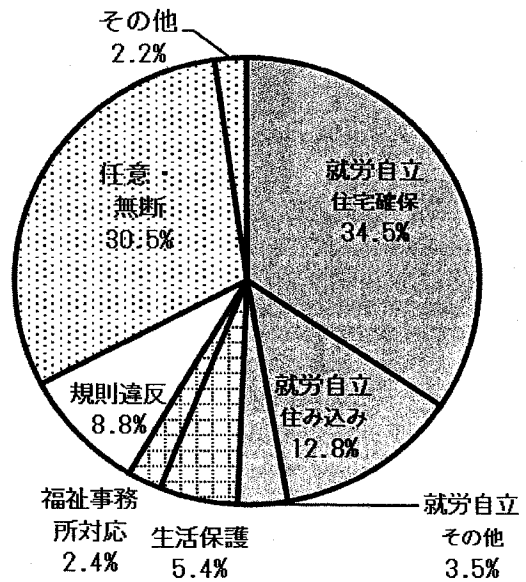
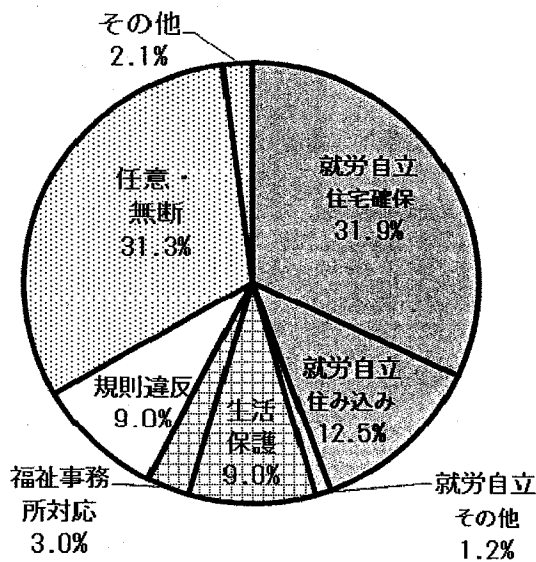
平成 30 年度入所者 939 名



9 自立支援事業（自立支援センター）退所者の退所理由

平成 26 年度退所者 1,216 名

平成 30 年度退所者 1,010 名



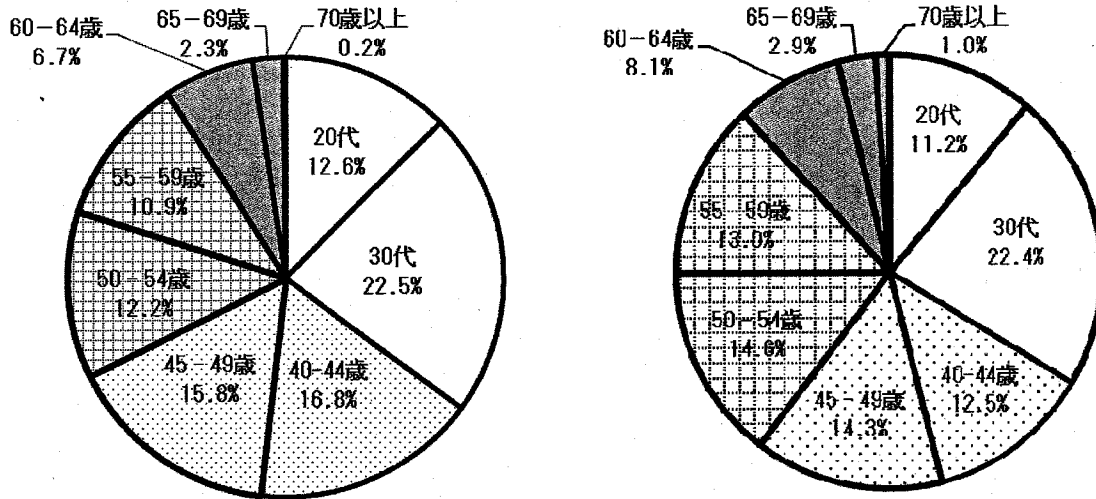
※ 自立支援住宅の数値を含みます。

※ 「その他」：帰郷、親族引取り等を含みます。

10 自立支援事業（自立支援住宅）入所者の年齢構成

平成 26 年度入所者 524 人

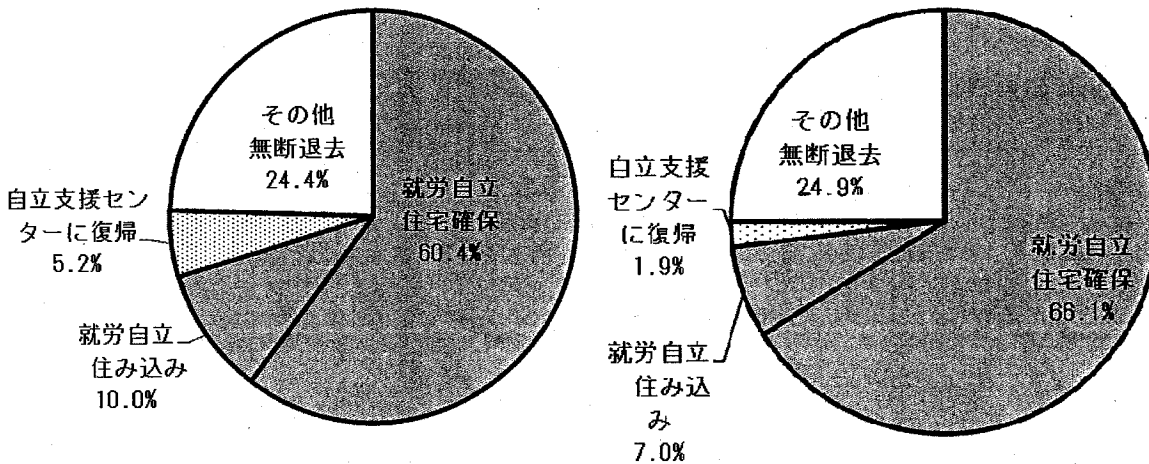
平成 30 年度入所者 384 人



11 自立支援事業（自立支援住宅）退所者の退所理由

平成 26 年度退所者 540 人

平成 30 年度退所者 413 人



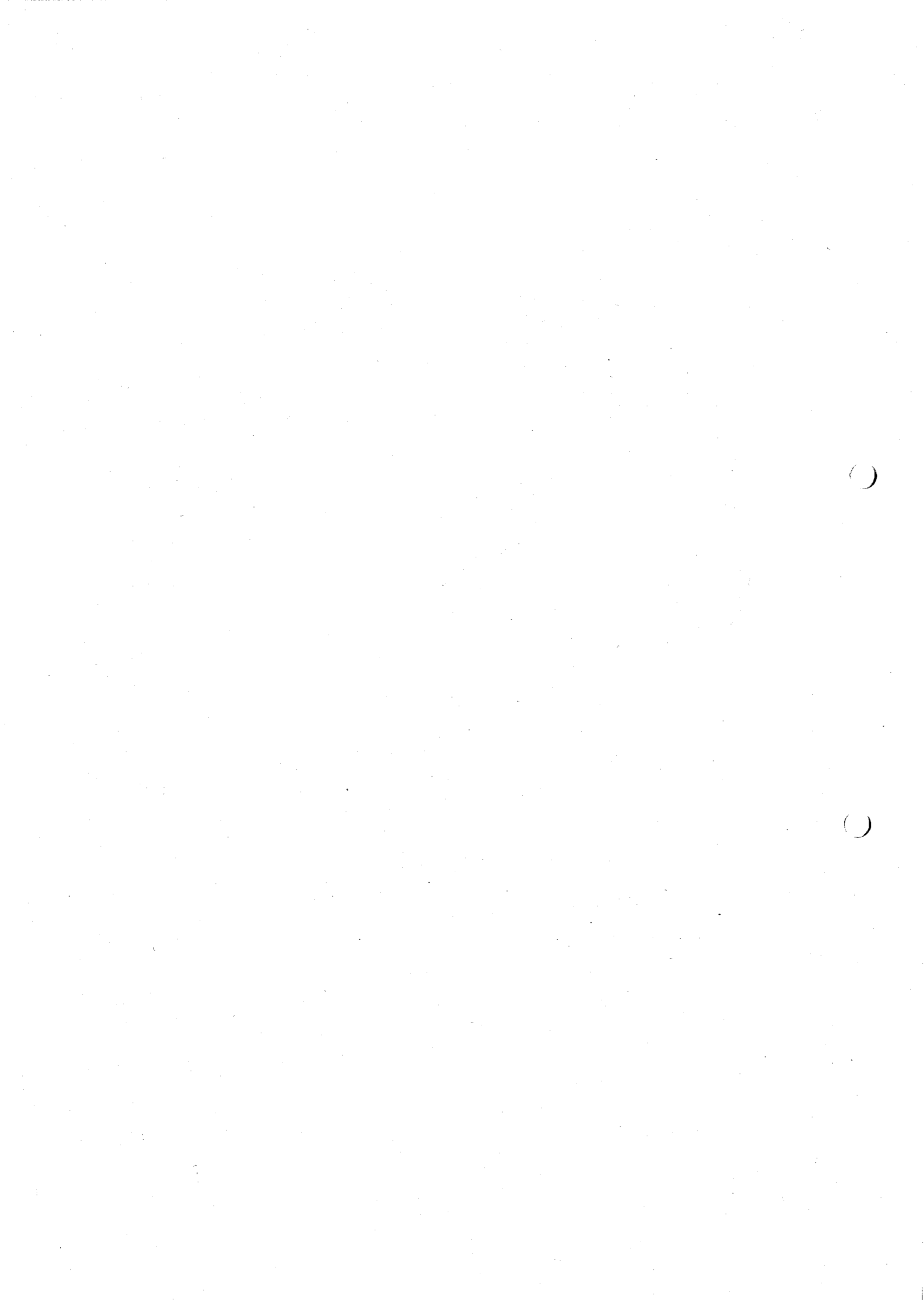
※ 自立支援住宅の数値は、「自立支援事業」の内数になります。

※ その他・無断退去：帰郷、親族引取り等と任意・無断退去を含みます。

Ⅲ これまでのホームレス問題への取組と課題

1 都区共同事業による取組

2 新宿区の実取組



Ⅲ これまでのホームレス問題への取組と課題

1 都区共同事業による取組

平成 12 年 7 月、東京都と東京 23 区は「路上生活者対策事業に係る都区協定書」を締結し、ホームレスの応急援護から自立支援への対策に大きく舵を切りました。

その後、「路上生活者対策事業実施大綱」に基づき、平成 13 年 8 月には「自立支援システム」、平成 16 年には「地域生活移行支援事業」、平成 18 年には*「巡回相談事業」を開始しました。

平成 22 年 10 月以降は、*「緊急一時保護センター」と「自立支援センター」の機能を一体化した*「新型自立支援センター」に移行し（平成 25 年 2 月移行完了）、東京都と東京 23 区が共同してホームレスの自立支援に取り組んでいます。

また、平成 29 年度から、既存の自立支援システムでは対応が難しい、路上生活が長期化し、高齢化したホームレスに対する新たな取り組みとして、生活支援を行った上で適切な福祉施策につなぎ、地域移行を図る*「支援付地域生活移行事業」を試験的に開始しました。

(1) 路上生活者対策事業：自立支援システム(平成 13 年 8 月～)

「自立支援システム」とは、都区共同事業として実施している、緊急一時保護事業・自立支援事業・巡回相談事業・*地域生活継続支援事業を柱とする、総合的な路上生活者対策事業です。

「自立支援システム」の中心となる自立支援センターは、従来の緊急一時

保護センターと自立支援センターの機能を一体化した「新型自立支援センター」（以下、「自立支援センター」という。）に移行し、巡回相談から社会生活への復帰まで、ホームレスの自立支援を一貫して進める体制を構築しています。

自立支援センターの設置方法は、東京 23 区を 5 つの行政ブロックに分け、ブロック内に各 1 か所、運営期間は 5 年間とし、順次設置しています。

① 緊急一時保護事業（自立支援センター）

ホームレスを一時的に保護し、心身の回復を図るとともに、自立支援事業への移行などに向けて総合的な事前評価（*アセスメント）を実施し、意欲と能力に応じた支援計画を策定・実施することにより、社会復帰への道筋を明らかにします。

〔現状〕

- 1 平成 30 年度の利用者は 1,203 人です。その内、ホームレス生活 3 か月未満が 76.0%（平成 26 年度 78.0%）、50 歳未満の若年層が 59.9%（同 65.9%）を占めています。
- 2 原則、利用期間は 2 週間です。就労意欲の高い利用者は、次のステップの自立支援事業で就労自立を目指します。

※以下、自立支援システムのデータは、東京 23 区全体の数値です。

〔成果〕

- 1 平成 30 年度末まで開設した 19 施設で、延べ 37,819 人が、緊急一時保護事業を利用しています。
- 2 平成 30 年度は、うち 78.0%（平成 26 年度 73.5%）が自立支援事業に移行しています。

〔課題〕

- 1 利用者が、従来型ホームレスから、39歳以下の若年層のホームレスに変化しており、複雑化した課題を抱えるケースが多く、これまでの取組では対応が難しくなっています。
- 2 若年層のホームレスは、社会性や就労経験が不十分なため、就労自立が難しいケースが多く見受けられます。
- 3 区外から流入し、利用する人が見受けられます。

〔今後の方向性〕

- 1 生活困窮者自立支援法施行後も都区共同事業として、自立支援システムを継続します。
平成27年8月に二巡目の「新宿寮」が開設され、今後は、令和2年度開設予定の千代田寮に引き継ぎます。
- 2 若年利用者の社会経験や就労意欲の向上につながる支援の充実が必要です。
- 3 利用者流入について、広域的な解決を国や東京都に働きかけていきます。

② 自立支援事業（自立支援センター）

緊急一時保護事業の利用者のうち就労意欲があり、かつ心身の状態が就労に支障がないと認められる人に、就労準備や職業相談、アパート転宅相談等を行い、就労自立を支援します。

〔現状〕 ※ 自立支援住宅の数値を含みます。

- 1 平成30年度の利用者は、939人で、就労自立した人は50.8%です。
- 2 原則、利用期間は、緊急一時保護事業から通算して6か月以内です。

〔成果〕

平成31年3月末までに開設した21施設で、延べ21,768人が自立支援事業を利用し、退所者のうち48.2%が就労自立しています。

〔課題〕

- 1 利用者が、従来型ホームレスから、路上生活が短期間の若年層のホームレスに変化しており、就労自立が可能な者への就労支援の強化が必要です。
- 2 若年層のホームレスは、社会性や就労経験が不十分なため、就労自立が難しいケースや転職を繰り返したりするケースが多く見受けられます。そのため、個別の状況に応じた支援が必要です。

〔今後の方向性〕

- 1 今後も、若年利用者の職業技能の蓄積や、就労意欲の向上につながる支援の充実が必要です。
- 2 利用期間内に就労できない人や就労自立の継続が困難な利用者を再び路上に戻さない方策が引き続き図られるよう、東京都及び東京 23 区（特別区人事・厚生事務組合）と一緒に取り組んでいきます。

③ 自立支援事業（自立支援住宅）

*「自立支援住宅」は、就労が確保された人が地域生活に移行するための生活訓練の場として、一定期間提供する住宅です。

東京 23 区の各ブロックに 50 戸ずつ設置し、自立生活訓練や自立促進積立金の積立、就労継続等を実施しています。

〔現状〕

平成 30 年度は 384 人が新規入居し、退去者数 413 人中 73.1%が就労自立しています。

〔成果〕

- 1 平成 21 年 4 月から平成 31 年 3 月末までに、延べ 3,576 人が自立支援住宅を利用しています。
- 2 平成 23 年度より、女性ホームレスの利用を実施しています。

〔課題〕

入居後に、家計管理や生活管理における課題が明らかになるケースが見受けられます。

〔今後の方向性〕

就労自立の達成に向けて、よりきめ細かな生活状況の把握や伴走型の支援が必要です。

(2) 巡回相談事業(平成18年度～)

巡回相談事業は、自立支援センターに巡回相談員を配置し、原則週1回、各区との協議によりホームレスの起居する公園や道路等に直接出向き、巡回して面接相談を実施しています。健康状態や生活状況を把握するとともに、自立支援センターなどで実施するホームレス対策事業の紹介や利用の勧奨、生活保護制度の説明などを行っています。

〔現状〕

平成30年度の相談件数は、7,922件です。

〔成果〕

これまで、平成18年度から平成31年3月末までに、延べ90,971件の相談を実施しています。

〔課題〕

- 1 新宿区を含めて、東京23区内のホームレスは減少傾向にありますが、路上生活期間の長期化・高齢化、健康状態の悪化等への対応が必要です。
- 2 夜間、駅周辺に集まるホームレスの生活実態等を把握していく必要があります。

[今後の方向性]

- 1 引き続き、区や関係機関と連携して、粘り強く巡回相談を実施します。
- 2 増加傾向にある 39 歳以下の若年層を中心として夜間に集まるホームレスへの支援方法を検討し、早い段階からの支援を図ります。
- 3 平成 27 年度より、看護師の同行が始まりました。今後も、ホームレスの健康状況の把握等に努めていきます。

(3) 訪問相談（二度とホームレスに戻らないためのアフターフォロー）

※第Ⅱ期推進計画の事業名 自立支援システムによる生活支援

※第Ⅲ期推進計画の事業名 地域生活継続支援事業（平成 20 年度～）

自立支援事業による支援を終了し、特別区内のアパート等で生活している人を対象として、訪問・来所等による相談を実施しています。

原則 1 年間、日常生活や就労に関する相談・指導等を行い、再び路上に戻ることなく、安定した地域生活を維持継続できるよう見守りを行っています。

[現状]

平成 30 年度の相談件数は、7,663 件となっています。

[成果]

- 1 これまで、平成 22 年度から 31 年 3 月末までに、延べ 50,225 件の相談を行っています。
- 2 自立支援事業を終了し、東京 23 区内のアパート等に居住する者を対象としていますが、これまでの希望者から全員に対象者が拡充されています。
- 3 事業終了時に居宅・住込みを継続している割合（生活保護受給を含む）は平成 24 年度の 72%から平成 30 年度の 80%と向上しています。

〔課題〕

就労自立後、居宅生活等地域生活を継続できず、路上生活を繰り返す場合があります。

〔今後の方向性〕

- 1 居宅生活等地域生活の継続と再路上化への対応に向けた支援強化に取り組みます。
- 2 伴走的な支援の観点から、原則、訪問による相談支援を継続します。

2 新宿区の実取組

平成10年2月の新宿駅西口の*「ダンボールハウス火災事故」を契機に、新宿区内に*「暫定自立支援センター」を2か所設置し、ホームレスの応急援護に取り組んできました。その後、平成12年に都区共同事業による「自立支援センター：新宿寮」の設置、平成13年から15年にかけて「路上生活者実態調査」を行い、新宿区のホームレスの実態把握に努めてきました。

平成18年2月には、「新宿区ホームレスの自立支援等に関する推進計画」を策定し、新たに「拠点相談所：とまりぎ」*「自立支援ホーム」*「訪問サポート：地域生活安定促進事業」を実施し、ホームレスの自立支援の取組を始めました。

第Ⅰ期推進計画の「7つの重点項目」（平成18年度～平成21年度）

- (1) 相談体制の充実
- (2) 居住支援
- (3) 就労支援
- (4) 健康衛生面の向上
- (5) NPO団体等との連携
- (6) 公共施設の適正管理
- (7) 人権啓発

平成 22 年 2 月には、「第Ⅱ期ホームレスの自立支援等に関する推進計画」を策定し、一人ひとりのタイプ・段階に応じた支援を推進するとともに、区の実組として、国や東京都、東京 23 区に様々な要望・提言を行いました。

第Ⅱ期推進計画の「八つの基本施策」（平成 22 年度～平成 26 年度）

- (1) 相談体制の機能強化
- (2) アセスメント（支援方法の判断・評価）システムの構築
- (3) 福祉的支援の条件整備
- (4) 施設・住宅の確保
- (5) 就労支援
- (6) 人的資源の開発とネットワークづくり
- (7) 公共施設の適正管理
- (8) 人権啓発

平成 28 年 1 月には、「第Ⅲ期ホームレスの自立支援等に関する推進計画」を策定し、第Ⅱ期における一人ひとりのタイプ・段階に応じた支援を継続して推進するとともに、引き続き、区の実組として、国や東京都、東京 23 区に様々な要望・提言を行いました。

第Ⅲ期推進計画の「八つの基本施策」（平成 27 年度～平成 31（令和元）年度）

- (1) 相談体制の機能強化
- (2) 生活困窮者自立支援法に基づくアセスメント（支援方法の判断・評価）
- (3) 福祉的支援の条件整備
- (4) 施設・住宅資源の確保
- (5) 就労支援
- (6) 人的資源の開発とネットワークづくり
- (7) 公共施設の適正管理
- (8) 人権啓発

ここでは、第Ⅲ期推進計画での新宿区の実組を振り返ります。

なお、第Ⅲ期推進計画概要版（別紙）に記載した順番に沿って振り返ります。

(1) 相談体制の機能強化

〔はじめの相談〕

① 拠点相談所「とまりぎ」（平成18年度～）

福祉事務所では、日々来所する多数のホームレスに対して職員が、生活保護の適用や自立支援システムの利用、宿泊場所や食事の提供など、多様な支援を行っています。

しかし、固定・定着化しているホームレスの高齢化や39歳以下のホームレスの増加等により、これまで以上に相談内容が複雑化・多様化しており、継続的な相談の中で、一人ひとりの自立への支援課題を見つけ出し、適切な施策につなげていくことが求められています。

第Ⅲ期推進計画期間においては、区が他自治体に先駆けて設置した拠点相談所が、来所するホームレスとの継続的な関わりを維持し、個別の自立支援施策に粘り強く結びつける支援を継続することで、ホームレスの専門相談所として機能を十分果たしています。

〔現状〕

- 1 相談者数は漸減傾向にありますが、気軽に相談できる窓口として、多数のホームレスが相談来所しています。
- 2 相談状況の詳細は、第Ⅱ章を参照してください。

〔成果〕

- 1 生活保護の適用以外にも、福祉事務所と連携して、相談者の状況に応じたきめ細やかな支援が図られています。
- 2 新宿中央公園や歌舞伎町等、対応が困難なホームレスへの巡回相談を継続して行い、地域移行に結びつけています。
- 3 シャワーの提供や健康相談を通じて、傷病の早期発見につなげています。

〔課題〕

- 1 これまでのホームレスとはタイプの異なる 39 歳以下の若年相談者の増加に伴い、相談内容は複雑化・多様化し、1 件あたりの相談時間が増大しています。
- 2 路上には、高齢化・固定化した支援困難なホームレスが滞留しています。

〔今後の方向性〕

- 1 引き続き、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業として、新宿区内に起居するホームレスに対し、年代別に、それぞれが抱える課題等に対応したよりきめ細かな相談支援を行います。
- 2 今後は巡回相談に力を注ぎ、高齢化・固定化したホームレスに路上生活からの脱却を促していきます。

② 巡回相談事業（都区共同事業による取組に記載）

Ⅲ - 1 - (2) POO参照

〔施設入所中の相談〕

③ 巡回相談一時宿泊支援事業

路上生活が短く、自立意欲のあるホームレスに対し、NPO等が行う巡回相談と区の自立支援ホーム事業を連携して、早期自立を促す支援を行っています。

〔現状〕

自立支援ホーム事業を受託したNPO等が巡回相談を行う際に、自立意欲のあるホームレスを区の自立支援ホームに入所していただき、自立を支援しています。

〔成果〕

就労意欲のある比較的年齢の若いホームレスに対し、積極的に自立支援ホームの利用について情報提供を実施し、就労収入の増加を促すことで早期自立が図られています。

〔課題〕

夜間に駅周辺等集まる若年ホームレスが長期の路上生活に至らないよう、NPO等による巡回相談と連携し、就労自立に導く支援が今後も必要です。

〔今後の方向性〕

より効果的に事業目的を達成するため、自立支援ホームと連携して継続します。

④ 地域生活サポート：宿泊所等入所者相談援助事業（平成15年度～）

NPO等が運営する宿泊所等に生活援助相談員を配置し、入所している単身生活が困難な元ホームレスへの生活相談や健康管理の支援を行います。

また、介護保険などの他法他施策を活用して日常的なケアを行い、地域での生活を支援しています。

〔現状〕

- 1 単身で生活することは困難であっても、見守りがあれば、地域での生活が可能な宿泊所等入所者を対象としています。
- 2 休日・夜間等に、緊急な宿泊援護が必要な者も、対象としています。

〔成果〕

- 1 見守りの必要な宿泊所等入所者に対し、生活援助相談員による健康管理等の相談援助により、継続的な自立への支援が図られています。
平成27年度の支援対象件数は2,851件、平成28年度の支援対象件数は2,449件、平成29年度の支援対象件数は2,436件、平成30年度の支援対象件数は3,543件となっており、宿泊所入所者への支援は依然として需要が多い状況が続いています。
- 2 生活相談や就労支援等、きめ細かな相談援助により、再路上化の予防に役立っています。

〔課題〕

- 1 ホームレスが高齢化する中、見守り等を必要とする元ホームレスが増えてい
ます。地域での生活を維持するのが難しく、再路上化するおそれがあります。
- 2 宿泊所等で相談援助を必要とする利用対象者は増加傾向にあり、高齢化
した元ホームレスへの見守りが今後も必要です。

〔今後の方向性〕

- 1 元ホームレスの再路上化を予防するため、事業を継続します。
- 2 高齢化し、介護等が必要となった元ホームレスが地域での生活を継続で
きるよう、引き続き、きめ細やかな見守り支援に取り組んでいきます。

〔アパート生活後の相談〕

⑤ 訪問サポート：地域生活安定促進事業(平成 19 年度～)

生活保護を受給し、アパート等での生活を開始した元ホームレスに対し
て、再び路上生活に戻ることなく継続してアパートを維持できるよう、き
め細かな訪問・相談等を行い、基本的な生活習慣の指導や相談助言等を行
っています。

また、訪問相談員が日常生活等に必要な相談援助を行い、アパート等へ
の転居をサポートしています。

〔現状〕

平成 27 年度

新規依頼件数 304 人

事業利用終了者数 296 人

3 月末現在継続支援者数 166 人

平成 30 年度

新規依頼件数 182 人

事業利用終了者数 181 人

3 月末現在継続支援者数 110 人

〔成果〕

- 1 宿泊所等からアパート生活への移行支援に十分な成果を挙げています。
- 2 きめ細かな訪問を通じて生活実態を把握するとともに、他法他施策の活用など、地域での生活に必要な様々な相談・助言を通して支援が進められています。
- 3 平成23年度からは、区外の宿泊所等に移行した人にも実施しており、平成30年度も区外の宿泊所等を利用する被保護者に対し、基本的な生活習慣の指導や相談助言等を行っています。

〔課題〕

- 1 支援内容が多様化・複雑化し、支援期間が長期化する傾向にあります。
- 2 様々な生活課題により、宿泊所からアパート等への移行が困難な被保護者に対する支援をより一層強化する必要があります。

〔今後の方向性〕

- 1 引き続き、再路上化を防止し、アパート生活移行を促進し、地域生活を持続するための支援として事業を継続します。
- 2 様々な生活課題により、宿泊所からアパート等への移行が困難な元ホームレスの被保護者に対する支援の強化に努めます。

⑥ 地域生活継続支援事業（都区共同事業による取組に記載）

Ⅲ - 1 - (3) POO参照

(2) 生活困窮者自立支援法に基づくアセスメント（支援方法の判断・評価）

アセスメントは、相談者の生活歴、困窮の要因及びニーズ等を把握すると

ともに、個々の自立にふさわしい施策に結びつけるために必要なホームレス対策共通の仕組みです。

〔現状〕

日常の相談業務の中で、生活困窮者自立支援法に基づくアセスメントに沿って支援方法の判断・評価を行い、支援に役立てています。

〔成果〕

困窮の要因が多様化・複雑化しているため、アセスメントのチェック項目に対する記載方法の定期的な見直しが図られています。

〔課題〕

相談者との信頼関係の構築に努め、生活困窮者自立支援法に基づくアセスメントを活用するとともに、必要に応じて他機関と連携した支援を目指す必要があります。

〔今後の方向性〕

引き続き、生活困窮者自立支援法によるアセスメントにより、相談者の状況を効果的に把握し、個々の状況に寄り添った支援に役立てていきます。

(3) 福祉的支援の条件整備

路上生活から脱却する上で、様々な段階の相談・助言の中で応急援護を行うとともに福祉的支援の条件整備を行っています。

① 応急援護事業

食料の支給

人道上の観点から、乾パンを支給しています。

シャワーの提供

衛生面を確保するため、拠点相談所にシャワーを設置し、通院や就労活動のために必要なホームレスに対して、適宜提供しています。

日用品等の支給

必要に応じて、「寝巻き・下着・タオル・コップ・歯磨き・石鹸」等の日用品を支給し、相談援助につなげています。

*ホームレスの結核予防検診

保健所では、レントゲン撮影による結核健診や健康相談を実施しています。また、ホームレスの感染防止に努めています。

② 年金の調査

相談・助言の中で年金調査を支援し、年金受給に結びつけています。

③ 住民登録の設定

住所設定に関する手続きを支援しています。

〔現状〕

平成 30 年度

乾パンの支給 9,501 人、シャワーの提供 4,637 人

〔成果〕

事業実施により、新宿区や拠点相談所への相談来所を促進し、次の相談援助のステップにつなげています。

〔課題〕

- 1 応急援護事業の利用から次のステップの施設入所等につながらないケースが見受けられます。
- 2 心身の健康状態が悪化しているホームレスが見受けられますが、疾病の早期発見や治療に結びつけるのが困難です。

〔今後の方向性〕

- 1 ホームレス支援の第一歩として、「食料の提供」「シャワーの提供」「日用品の支給」等の応急援護を引き続き実施します。
- 2 ホームレス状態が長期化しないよう拠点相談所や巡回相談等を通して、次の支援への誘導を図ります。
- 3 関係機関等と連携して、ホームレスの心身の健康確保に努めていきます。

(4) 施設・住宅資源の確保

〔緊急対応型〕

① 民間宿泊所の借上げ：給食宿泊場所の確保（平成8年度～）

病気や怪我などの理由から緊急に一時的な宿泊場所を希望するホームレスに対して、法外援護（生活保護制度以外の支援）として、民間宿泊所と年間契約を締結し、食事や風呂、日用品などを提供する緊急一時保護事業を実施しています。

〔現状〕

- 1 平成30年度は、8,395ベッドのうち、7,620床利用しており、ベッド数利用率は90.8%です。
- 2 平成27年度から生活困窮者自立支援法の一時生活支援事業として実施しています。

〔成果〕

- 1 路上生活から脱却したホームレスに対し、緊急一時的なシェルターとして自立への入口支援を行い、次のステップにつなげています。
- 2 NPO等支援団体との連携により、緊急対応が図られています。
また、宿泊場所や食事の提供とともに、利用者の生活状況の把握や見守り支援等を行っています。

〔課題〕

- 1 ホームレス数は減少していますが、今後も新宿区内には新たなホームレスが流入し続け、ホームレス数は横ばいとなることが予測されています。
- 2 全国的に独自の一時生活支援事業を行う区は少ないため、他区市からの利用希望者が流入しています。

〔今後の方向性〕

- 1 本事業は自立への足掛かりとしての役割を果たしており、今後も一定の需要が見込まれます。生活困窮者自立支援法の一時生活支援事業として継続します。
- 2 今後は、利用者の生活状況の把握や次のステップへの誘導等に努め、効果的な運営に努めます。
- 3 区外からの流入については、広域的な解決を国や東京都に働きかけていきます。

② 緊急一時保護事業（自立支援センター）（都区共同事業による取組に記載）

Ⅲ - 1 - (1)① POO参照

〔地域生活移行：定着型〕

③ 自立支援ホーム(平成 19 年度～)

路上生活の期間を問わず、就労意欲が高いホームレスに居室を提供し、計画的・集中的・継続的に就労支援や生活指導を行い、安定した就労の確保とアパートへの入居を実現し、再びホームレス生活に戻らないように支援しています。

また、拠点相談所と連携して、年金受給の手続き等を支援しています。

なお、自立支援ホームの委託事業者による巡回相談と連携して、路上生活が短く、自立意欲のあるホームレスに利用を案内しています。

入所にあたっては、新宿区・施設管理者・拠点相談所の三者で構成する「入所判定会議」により、利用者を決定しています。

〔現状〕

- | | |
|---|------------------------------------|
| 1 | 年度を通じて、定員 6 人で運営しています。 |
| 2 | 平成 30 年度 |
| | 入所者 9 人 |
| | 退所者 7 人 (うちアパート等での自立生活移行者 4、その他 3) |

〔成果〕

- | | |
|---|--|
| 1 | 就労意欲があり一定の収入が得られるホームレスに対し、早期の自立に十分な支援が図られています。 |
| 2 | 就労収入が少なくても、年金収入を得ることにより、アパート生活が可能なホームレスへの支援が図られています。 |

〔課題〕

- 1 今後も増加傾向にある39歳以下の若年層の求職者やホームレス流入が続くと予測されますが、原則として、就労を開始しているホームレスは、新たに自立支援システム(都区共同)を利用できません。
- 2 若年で就労が長続きせず転職を繰り返す、または、生活の立て直しやアパート資金の貯蓄が難しい利用者が見受けられます。

〔今後の方向性〕

- 1 引き続き、就労意欲の高い若年層をホームレス化させない支援が必要です。生活困窮者自立支援法の自立相談支援事業及び一時生活支援事業として継続します。
- 2 入所者の個々の事情に応じたきめ細かな相談と就労支援をより一層充実し、就労自立に結び付けます。

④ 自立支援事業(自立支援センター) (都区共同事業による取組に記載)

Ⅲ-1-(1)②参照 P00

⑤ 自立支援事業(自立支援住宅) (都区共同事業による取組に記載)

Ⅲ-1-(1)③参照 P00

⑥ 生活支援付き住宅(施設)の整備(国・東京都・新宿区)

介護サービスなど様々な地域の資源を活かした、生活支援付き住宅(施設)事業を実施するNPO等支援団体への支援を、国・東京都の助成制度を活用しながら、住宅・高齢者部門と連携して推進しています。

〔現状・成果〕

- 1 平成24年度 1か所開設
- 2 平成28年度 2か所開設

〔課題〕

高齢化したホームレス等、介護が必要な人向けの住宅・施設を整備する支援体制が引き続き求められています。

〔今後の方向性〕

高齢化したホームレス等に対応した施設整備を引き続き、住宅・高齢部門と連携して推進します。

⑦ 住宅の確保

公営住宅等の入居斡旋、低家賃住宅の確保、家賃助成などを国や東京都に要望しています。

〔現状〕

都営住宅では、真に住宅に困窮する低所得者に対し、住宅を的確に提供していくという公営住宅制度の趣旨に基づき、特別割当制度を実施しています。

〔成果〕

平成14年度から、自立支援センターを自立により退所する者を対象として、都営住宅の特別割当の実施が図られています。

〔課題〕

- 1 新宿区等、ホームレスが多く居住する自治体が単独で、流入し続けるホームレスに対する住宅提供を行うのは困難です。
- 2 路上に残る高齢化したホームレスと流入する若年ホームレスでは、住宅ニーズが異なります。それぞれのニーズに見合った住宅確保と地域移行を国、東京都が推進することが必要です。

〔今後の方向性〕

- 1 引き続き、元ホームレスに対する公営住宅等の入居斡旋、低家賃住宅の確保、家賃助成などを国、東京都に働きかけていきます。
- 2 都市型軽費老人ホーム等、現行施設の有効活用や今後の整備により、ホームレスのタイプやニーズに見合った住宅確保と地域移行が行われるよう、国、東京都に働きかけていきます。

(5) 就労支援

① 就労支援

新宿区では、拠点相談所でホームレスからの就労関係の相談に応じたり、生活保護を受給している元ホームレスに対して、就労支援員による支援や

* 「新宿就職サポートナビ」等の案内を行っています。

〔現状〕

- 1 拠点相談所「とまりぎ」の就労支援状況は、P. 20 を参照してください。
- 2 生活保護を受給している元ホームレスに対しては、被保護者就労支援事業を活用してきめ細やかな就労支援を行っています。

〔成果〕

個人のニーズに合わせた就労支援を行い、就業機会の拡大と就職率の向上が図られています。

〔課題〕

就労自立に至らなかつたり、長続きしない若年ホームレスが多く見受けられるため、若年層に対する就労支援の強化が必要です。

〔今後の方向性〕

引き続き、関係機関と連携し、ホームレスの就労自立に向けた支援を継続します。

② 就労支援・住宅支援等相談機能との連携

ハローワークやTOKYOチャレンジネット、社会福祉協議会等と随時打合せを実施し、連携を図っています。

〔現状〕

- 1 新宿区では、平成23年7月に新宿就職サポートナビを開設しています。
- 2 生活困窮者自立支援法施行後、住居確保給付金も引き続き活用しています。

〔成果〕

ハローワークと連携して、区内の生活保護受給者等への就労支援が図られています。保護受給中の元ホームレスも多く利用し、就労につなげています。

〔課題〕

若年ホームレスは、これまでの職歴や生活歴により、人とのつながりや社会性が稀薄で、就労経験も不十分なため、安定した就労自立が難しいケースが多く見受けられます。

〔今後の方向性〕

引き続き、関連機関等と随時連携を深め、ホームレスのそれぞれのニーズや適性に見合った就労支援の推進を図ります。

③ 雇用対策におけるセーフティネットの充実

第Ⅱ期推進計画当時の「就職安定資金融資」や「住宅手当」等は、次のような制度の見直しが行われています。

また、国は平成 27 年 4 月 1 日に「生活困窮者自立支援法」を施行し、第二のセーフティネットの充実・強化を図っています。

〔現状〕

生活困窮者自立支援法施行に伴い、制度が拡充されました。次の事業は廃止・変更されました。

就職安定資金融資

*住宅手当の創設等により、平成 22 年 10 月に廃止されています。

東京都の*生活サポート特別貸付事業

平成 24 年 2 月に廃止されましたが、*「介護人材育成確保緊急対策事業」は、現在「住居喪失不安定就労者・離職者等サポート（介護職支援コース）特別貸付事業」として実施されています。

〔成果〕

制度活用により、ホームレス生活を余儀なくされるおそれのある人をホームレス化させない支援や自立後に再路上化させない支援が図られています。

〔課題〕

利用要件があり、生活困窮者自立支援法施行後も、必ずしもホームレスの使い勝手のよい制度とはいえません。

〔今後の方向性〕

- 1 引き続き、国や東京都に対して、第二のセーフティネットの充実を働きかけていきます。
- 2 今後も関係機関と連携し、制度の活用を図ります。

(6) 人的資源の開発とネットワークづくり

〔現状〕

① ホームレスの自立支援策の周知

平成 22 年度に「ホームレスの自立支援ハンドブック」を 3,000 部作成し、区内の町会、民生委員・児童委員、区立小中学校等に広く配布しています。

② 福祉関係職員の研修等の実施

*特別区人事・厚生事務組合等の研修を活用して実施しています。

③ 広域的な関係機関会議の設置

従前より、関係機関会議の設置を求めています。実現に至っていません。

④ 地域別連絡会議の設置

ホームレス問題に関する地域別連絡会議の設置には至りませんでした。区内の関係機関・NPO等支援団体との連絡会議を実施しています。

〔成果〕

- 1 幅広い区民にハンドブックを配布し、区の施策の周知が図られています。
- 2 区民やNPO等支援団体及び国・東京都等と連携し、事業を推進しています。

〔課題〕

今後も、区民やNPO等支援団体等との連携を深め、国や東京都に積極的に情報発信を行う必要があります。

〔今後の方向性〕

- 1 引き続き、ホームページ等を活用して新宿区のホームレス支援事業の周知を図ります。
- 2 福祉関係職員の研修を、関係機関等による研修を活用し、実施します。
- 3 広域的な関係機関との連携として、国や東京都等に新宿区の声が届けていきます。施策に支援の現場の声の反映が図られるよう努めます。
- 4 必要に応じて、関係機関・団体等との連絡会議等を実施します。

(7) 公共施設の適正管理

公共施設は一定のルールのもとに、誰もが自由に快適に利用することができる場所でなければなりません。

しかし、多くのホームレスが居場所を求めて、起居を始めたり、他の人の使用を妨げる長時間の占拠等を行ったりしています。

このような状況に対し、区は公園や道路等では、施設管理者と福祉が巡回相談を行い、また、必要に応じて警察とも連携しながら地域の安全・安心な環境づくりを図っています。

他の公共施設では、施設管理者がホームレスに適切な施設利用について理解を求めるとともに、福祉と連携して巡回相談を行い、制度等の必要な情報を提供するなどして施設の適正な利用の確保を図っています。

〔現状〕

都区共同の巡回相談と合せて、区の福祉担当職員や巡回相談事業の相談支援員が年間合計延べ100件程度、出張し、ホームレスに相談来所を促しています。

〔成果〕

1 戸山公園や新宿中央公園等に滞留していたいわゆるテント生活のホームレスについて、施設管理者やNPO等支援団体と連携し、地域生活への移行が図られています。

新宿中央公園…平成31年1月「路上生活者概数調査」 0名

みどり公園課の調査では、平成27年3月中から0名となっています。

テント数は、令和元年7月現在では0張となっています。

都立戸山公園…平成31年1月「路上生活者概数調査」 19名

テント数は、令和元年7月現在では0張となっています。

2 住民等からのホームレスに関する苦情や通報に迅速に対応しています。

〔課題〕

- 1 路上に残る高齢ホームレスの中には、福祉施策の利用を拒否し、路上に固定化している者が見受けられます。
- 2 長期の路上生活で身心の健康を害し、心の病やアルコール等の影響でコミュニケーションが取れず、対応が困難な者が多く見受けられます。
- 3 夜間に駅周辺等に集まるホームレスの中には、福祉の支援の情報が十分に伝わっていないケースが見受けられます。

〔今後の方向性〕

- 1 今後も施設管理者と福祉が連携・調整して、公共施設の適正管理を図るとともに、ホームレスに対して路上生活からの脱却を促していきます。
- 2 高齢・固定化したホームレスや心身の健康を害し、対応が困難なホームレスに対しては、都区共同の巡回相談の看護師や保健所の保健師等と連携して、適切な支援ができるよう巡回相談の実施を図ります。
- 3 若年層を中心として夜間に集まるホームレスへの支援方法を検討し、早い段階からの支援を図ります。

(8) 人権啓発

① ネットワークづくり等による啓発

環境対策会議などの機会を捉え、啓発を行っています。

② 第Ⅲ期推進計画・区広報紙等を活用した啓発

ホームページによる計画の公開や、概要版の配布、人権週間のパネル展示等によりホームレスに関する人権啓発を行っています。

また、教育委員会や青少年育成委員会を通じて、子どもたちに対して、人権啓発に努めています。

〔現状〕

- 1 機会を捉えて、ホームレスの人権擁護の啓発に努めています。
- 2 区立小中学校では、小学生の段階から社会的・職業的自立に向け、*キャリア教育を推進しています。

〔成果〕

人権週間のポスター展示等を活用して、人権擁護の啓発が図られています。

〔課題〕

- 1 住民の言動やホームレス自身の原因で、お互いの理解が得られないことがあります。近隣住民とホームレスの双方の人権に配慮していくことが必要です。
- 2 ホームレスに対する偏見や差別をなくし、ホームレスに対する正しい理解と認識を深めるための広報・教育啓発活動を推進することが必要です。

〔今後の方向性〕

引き続き、ホームレスの人権擁護について、機会を捉えて啓発に取り組んでいきます。

第Ⅲ期推進計画期間中は、上記の取組により、区民やNPO等支援団体等と連携して、ホームレスのそれぞれのタイプ・段階に応じた支援に取り組みました。

第Ⅳ期推進計画では、ホームレス像の変化に対応した自立支援を推進します。

(9) ホームレス対策に要する経費

国に対して、積極的な財政支援を要望しています。

新宿区は、広域的な大都市問題のホームレス対策に積極的に対応しています。必要十分な国の財政措置がなければ、区民理解が得られません。

しかし、現状での国の財政措置は十分なものではありません。その上、生活困窮者自立支援法施行後、これまで国が負担してきたホームレス対策事業費は、一部自治体負担となりました。区の事業費負担額の増大は、生活保護の適用による地方負担も含め、区財政に及ぼす影響が少なくありません。

これから述べる第Ⅳ期推進計画の各事業については、生活困窮者自立支援法等による国庫補助金等を最大限に活用し、財源の確保に努めます。

以下は、平成 30 年度に新宿区のホームレス対策に要した直接経費の概要です。

平成 30 年度決算

歳 出

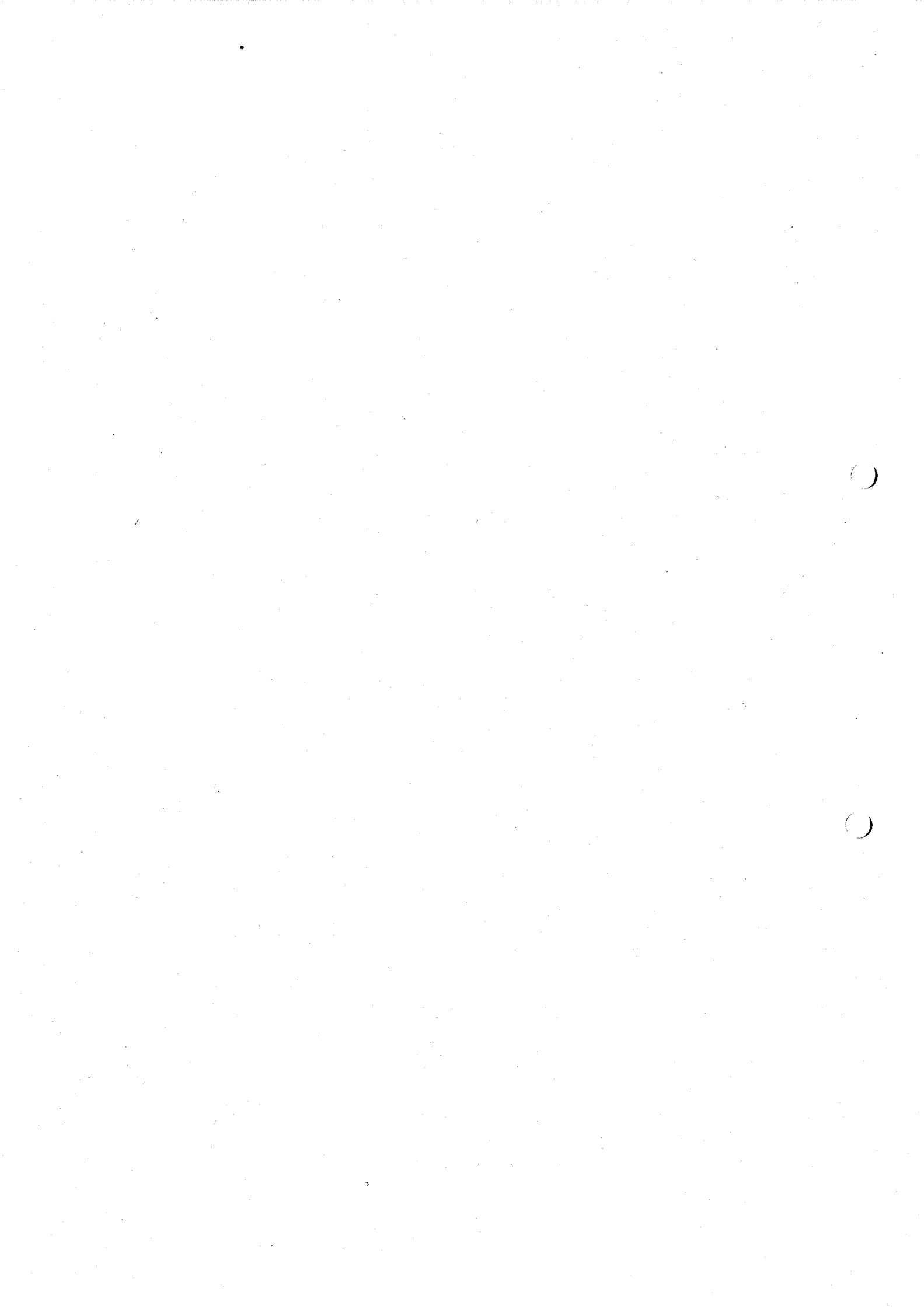
ホームレス対策	111,445,487 円
1 拠点相談事業	24,621,790 円
2 自立支援ホーム	12,363,344 円
3 宿泊所の確保等	31,618,359 円
4 宿泊所等入所者相談援助事業	12,046,320 円
5 地域生活安定促進事業	22,061,676 円
6 路上生活者対策事業分担金	8,733,998 円

歳 入

【特定財源】	60,432,765 円
国庫負担金	19,530,765 円
国庫補助金	40,902,000 円
【一般財源】	51,012,722 円

IV ホームレス問題の解決に向けたこれからの取組

- 1 解決のための基本的な考え方**
- 2 新宿区・東京都・国の役割**
- 3 具体的な施策の推進**
- 4 ホームレスのタイプ・段階的支援イメージ**



IV ホームレス問題の解決に向けたこれからの取組

1 解決のための基本的な考え方

ホームレス問題の解決に向けたこれからの取組は、経済・雇用情勢を踏まえることが重要です。

また、路上生活が長期化・高齢化したホームレスに加え、流動層・若年層の増加や、再路上化への対応が課題となり、ホームレス像が変容してきています。

そして東京 23 区などの大都市に流入し、自治体間で移動するホームレスへの対策は、個々の自治体が対応しきれない課題ではなく広域的な課題であり、その特性やホームレスの個々の事情を踏まえた施策の継続や取組が、一層必要であることに変わりはありません。

そのためホームレス状態になった、また、そのおそれのある人々の様々な要因をつかみ、就労や住宅(施設)支援、相談体制や地域での生活支援など、真に必要な取組の継続及び総合化を図ることが大切です。

今後もこれまでの取組や成果を活かしながら、ホームレス一人ひとりの支援の段階に応じた総合的な対応を粘り強く継続して進めていきます。

I 「計画改定の基本方針」の3「ホームレスの定義とタイプ」で示した三つのタイプを基本に、固定化・定着化が進む高齢層に対する支援、若年層への支援、再路上化への対応といった、最近の動向に沿った取組を推進していきます。

(1) ホームレス対策の現状認識

- ① ホームレス対策は、ホームレス生活になる前、ホームレス生活のとき、支援施設やアパート等に移行してからなど、様々な段階やニーズの違いに応じた支援が必要であり、東京 23 区と東京都は都区共同事業による自立支援システムを推進しています。

- ② 新宿区は、ホームレスを「概ね 50 歳以上で、ホームレス生活が長期化した層」、「概ね 50 歳以下で、傷病・障害あるいは過去の生育歴・職歴等から、社会関係の再構築の支援も必要な層」、「概ね 50 歳以下を中心に、仕事と住宅が確保できれば、すぐにでも自立ができる層」に分け、それぞれのタイプ・段階に応じた支援を実施しており、「見えにくいホームレス」も視野に入れた対応を行っています。

- ③ 就労中心の支援も含めて、区に相談が集中しています。
生活困窮者自立支援法により、第二のセーフティネットである就労支援や住居確保給付金の支給の仕組みの拡充が図られましたが、ホームレスにとっては必ずしも使いやすい制度となっていません。

- ④ 民間宿泊所や小規模な借り上げ住宅、自立支援システム、拠点相談や巡回相談、施設入所後のアフターフォローなどの施設・人的資源の総合化を図り、より一体的な支援に結びつけることが求められています。
また、ケースによっては、総合的な支援が必要なケースが増えており、より充実させていくことが必要です。

- ⑤ より効果的な支援を推進するために、生活困窮者自立支援法に基づくアセスメントに沿って、適切な支援方法の判断・評価を図り、支援に役立てます。
- ⑥ 大規模施設、小規模施設、一時保護機能施設、民間宿泊所等の居住環境問題など、不足している社会資源、及びそれぞれのタイプ・支援段階に応じた社会資源の整理が必要です。
- ⑦ 国・東京都・区・NPO等支援団体等、関係機関との連携をさらに進める必要があります。
- ⑧ 拠点相談や巡回相談、自立支援システムなど、限られた資源の有効活用を図るためにも、関連機関やNPO等支援団体との協働や連携により、総合的な支援に結びつける必要があります。

(2) 第IV期推進計画の基本的な方向性

第IV期推進計画では、生活困窮者自立支援法施行、国の基本方針や東京都の実施計画の改定内容を踏まえ、ホームレス像の変化に対応するため、次の3つのポイントを中心として、これまでの成果を活かして、取り組んでいきます。

- ・ポイント1 固定・定着化が進む高齢層に対する支援
- ・ポイント2 若年層に対する支援
- ・ポイント3 再路上化への対応

- ① 高齢化・固定化したホームレスについては、都区共同事業による巡回相談を粘り強く継続し、路上生活からの脱却を促していきます。
また、巡回相談から施設・アパート入居後のアフターケアに至るまで、伴走的な支援を行う体制を強化します。
- ② 流動化・若年化しつつある「見えにくいホームレス」への支援については、その実態を国勢調査や民間団体による夜間巡回相談実績などを参考にし、より明確にしながら都区共同事業による巡回相談を夜間・休日等の実施を視野に入れて、早期発見・早期支援に努めます。
- ③ 再路上化への対応として、アパート入居後の定着支援や訪問相談等、きめ細かなアフターケアに努めます。
- ④ NPO等支援団体との連携をより一層強め、地域の資源を活かした総合的な施策を推進します。また、様々な主体とのネットワーク化を進めるとともに、ホームレス問題に対する理解が深まるよう区民への啓発に努めます。
- ⑤ ホームレス対策は広域的な対応が基本であるという視点に立ち、国に対して東京都及び東京 23 区と連携して、要望・提言を行います。

2 新宿区・東京都・国の役割

ホームレス問題は、一自治体では解決が困難な広域的な行政課題です。近年の経済・雇用情勢の中、依然として地方から大都市へと、人々が職や福祉的な対応を求め集まっています。

特に、大規模なターミナルと繁華街を抱える新宿区には、東京都全域、あるいは全国各地から、職と住まいを失った人々が流入しています。福祉事務所では、路上やネットカフェ等をやむなく起居している相談者が後を絶たないため、施設の確保など十分な対応を図ることができない困難な局面が続いています。

しかし、ホームレス問題が広域的な課題であることもさることながら、様々な問題を抱えるホームレスの支援については、ホームレス特有の課題に対応したノウハウや施設が必要です。これまでの自立支援システム及び「特別措置法」による東京 23 区と東京都の一体的な取組等は、ホームレス数の減少という成果にも表れており、将来的にも活かすことが必要です。

一方、平成 27 年 4 月より、新法・生活困窮者自立支援法が施行され、東京 23 区及び東京都などの各自治体において、ホームレスを含む生活困窮者に対する包括的な支援の仕組みづくりを行うものとされました。ホームレス対策事業のうち福祉の観点から実施しているホームレス自立支援事業等は、特別措置法の理念・趣旨に基づき、生活困窮者自立支援法で実施することとなり、支援の仕組みが大きく変わりました。

このような状況の中、一自治体の力だけでは解決することのできない広域的なホームレス問題について、新宿区・東京都・国の果たすべき役割を明確にし、合わせて国に対して東京都及び東京 23 区と連携して、要望と提言を行うものです。

(1) 新宿区の役割

基礎的自治体である新宿区の基本的な役割は、ホームレス状態にある人に対して早い段階での相談・助言を行い適切な社会資源に結びつけること、また、ホームレスであった人が再び路上生活に戻らないために、地域福祉を推進する視点から、居宅・地域生活を継続できるよう支援することです。

都内でも有数の大規模なターミナルと繁華街を抱える新宿区にとって、ホームレス問題は避けて通ることのできない大きな行政課題の一つです。

区民に最も身近な基礎自治体として、「だれもが互いに支えあい、安心してくらせるまち」をめざし、ホームレス問題に取り組んでいきます。

① 施策の総合化

自立支援システムなどの都区共同事業や、拠点相談所などの新宿区独自事業の総合化を図り、ホームレスの個々の実情に応じたきめ細かな自立への支援を行います。

② 地域のネットワークづくりの推進

ホームレス問題の情報の共有化を図り、早期対応や区民の理解を促進するために、区民やNPO等支援団体をはじめ、多様な主体との連携を深めます。

② 情報の発信、施策の要望・提言

ホームレス問題は広域的な課題です。新宿区が抱える課題や対応策を情報発信するとともに、状況の変化に対応するために施策の要望と提言を国に対して東京都及び東京 23 区と連携して、積極的に行います。

(2) 東京都に求めること

東京都の基本的な役割は、東京 23 区との協議や国との連携により、施設の整備や住宅の確保などの社会資源の整備を促進することです。就労への支援も大きな役割の一つです。

ホームレス対策は、今後も、これまで以上に都区共同事業として推進することが必要であり、東京都には以下を求めます。

① 強力なリーダーシップの発揮

東京都は、東京 23 区を包括する広域自治体として、問題の共通認識と課題解決に向けた都区共同事業の取組を推進させるため、施策の具体化に向けた積極的な対応を図る役割と責任があります。

② 東京 23 区への積極的な調整・助言

各区のホームレス対策には差があります。ホームレス数の多寡、安価な住宅や宿泊施設の偏在、支援の困難性や費用問題など、様々な課題を抱える中であって、ホームレス対策が特定の区に偏ることのないよう、東京都は、積極的な調整・助言を行う役割があります。

③ 国への働きかけの強化

ホームレス問題は、日本全体の社会経済・雇用情勢の中から生まれた問題です。東京都は、財政支援を含めた総合的かつ抜本的な取組を推進するよう、国に対し強く伝えていく役割があります。

(3) 国に求めること

国の基本的な役割は、自治体の意見を取り入れた社会資源の整備や財政支援を行うなど、総合的な施策を策定し実施することです。

ホームレスに対する、就労や住宅対策をはじめ、各種助成・貸付制度による第二のセーフティネットの充実や積極的な財政支援など、国が責任を持って実施していくことを強く求めます。

① 総合的な雇用・住宅対策等の推進

ホームレス問題への対応は、就労や住宅対策など、本来、国が行うべき対策が基本です。各種助成・貸付金制度も含めた対策の推進にあたっては、自治体の意見を十分取り入れた、総合的な施策の充実を図るよう要望します。

② 社会資源の整備

ホームレスの自立支援を推進していくためには、緊急一時保護・就業訓練・生活支援など多様な機能を持った施設が必要です。

国は、自立支援を推進するための施設を、自治体やNPO等支援団体の意見を取り入れながら、都道府県と連携して整備する役割があります。

③ 積極的な財政支援

国が負担すべきホームレス対策経費が十分でないため、東京都や東京23区の一般財源を圧迫しています。生活困窮者自立支援法施行で自治体はホームレス施策費用の一部負担を求められました。流入するホームレスへの対応について区民の理解を得るには、国の財政支援が必要です。

東京23区のホームレス支援の取組みについては、国の責任において、全額国の負担とすることを要望します。

3 具体的な施策の推進

基礎自治体の新宿区が先駆的に取り組んでいる「拠点相談所」や「自立支援ホーム」は、本来、広域的に整備する必要のある事業です。とりわけ、施設や住宅などの社会資源の整備は国や東京都の責任において行い、基礎自治体が共有できる資源としてストックする必要があります。

ここでは、前述した新宿区・東京都・国の役割分担を基本に、ホームレスのタイプ別ニーズにふさわしい個別具体的な施策を整理します。

また、相談体制やアセスメント、施設・住宅資源の確保、就労支援など、ホームレスそれぞれの支援段階での施策の総合化を図るものです。

八つの基本施策

- (1) 相談体制の機能強化
- (2) 生活困窮者自立支援法に基づくアセスメント
(支援方法の判断・評価)
- (3) 福祉的支援の条件整備
- (4) 施設・住宅資源の確保
- (5) 就労支援
- (6) 人的資源の開発とネットワークづくり
- (7) 公共施設の適正管理
- (8) 人権啓発

※ホームレスの三つのタイプと3つの改定ポイント

- [タイプ1] 概ね50歳以上で、ホームレス生活が長期化した層
- … ポイント1 固定・定着化が進む高齢層に対する支援
 - … ポイント3 再路上化への対応

〔タイプ2〕 概ね50歳以下で、傷病・障害あるいは過去の生育歴・職歴等から、社会関係の再構築の支援も必要な層

…ポイント2 若年層に対する支援

…ポイント3 再路上化への対応

〔タイプ3〕 概ね50歳以下を中心に、仕事と住宅が確保できれば、すぐにでも自立ができる層

…ポイント2 若年層に対する支援

…ポイント3 再路上化への対応

※事業の全体像とタイプ・改定ポイントとの関連は、第IV章「4 ホームレスのタイプ・段階的支援イメージ」(P.81~P.83)及び第VI章資料「9 第III期推進計画の事業と事業主体、対象タイプ一覧表」(P.177)に記載しました。

(1) 相談体制の機能強化

相談体制は、ホームレスのタイプや支援段階に関わらず、欠くことのできないホームレス対策の基本です。ホームレス状態になった人、そのおそれのある人に対する相談や情報提供などは、自立支援にとって必要不可欠な取組です。福祉事務所や拠点相談所、ハローワークなどでの相談、巡回相談の*アウトリーチ活動により、健康や衛生管理、就労や施設・住宅支援などの各種施策を紹介します。

相談・助言の際は、生活困窮者自立支援法に基づくアセスメントを行いながら、「はじめの相談」「施設入所中の相談」など段階的に行うことにより、効果的な支援に結びつけます。

また、必要に応じて、保健師・看護師等による医療的な視点に基づいたきめ細かな相談や支援を実施します。

〔はじめの相談〕

① 拠点相談所 ※（新宿区）

〔全てのタイプ〕に必要な事業です。

新宿区の拠点相談所「とまりぎ」は、社会福祉士等による各種相談や巡回相談等を行い、ホームレスにとって気軽に相談できる最初の窓口となっています。

ハローワークやNPO等支援団体・就労支援機関との連携を強め、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業として引き続き実施します。今後は巡回相談に力を注ぎ、高齢化・固定化したホームレスに路上生活からの脱却を促していきます。

※（ ）内は事業主体や連携先です。区の委託事業は（民間団体）を省略します。

② 巡回相談事業（都区共同）

〔全てのタイプ〕に必要な事業です。

都区共同事業による巡回相談を引き続き実施します。現地でのホームレス実態を把握するとともに、ホームレスに対して福祉事務所への来所を促し、福祉施策の利用につながるように努めます。

平成27年度より、看護師の同行が始まりました。

今後も、医療やその他の支援を必要とするホームレスの路上生活脱却に向け、できるだけ早い段階で支援していきます。

〔施設入所中の相談〕

③ 巡回相談一時宿泊支援事業（新宿区・民間団体）

〔タイプ3〕にふさわしい事業です。

自立支援ホームの運営を受託したNPO等支援団体が巡回相談を行う際に、路上生活が短く就労意欲があるなど、早期の自立が可能と判断した

ホームレスに対して、自立支援ホームの利用について情報提供を行い、就労や年金受給による自立を支援します。より効果的に事業目的を達成するため、自立支援ホームと連携して継続します。

④ 地域生活サポート：宿泊所等入所者相談援助事業（新宿区）

〔タイプ1・2〕にふさわしい事業です。

居宅・地域生活に移行後、単身では地域生活の継続が困難な宿泊所等入所者に対して、きめ細かな相談援助を行います。高齢化し、介護等が必要となった元ホームレスが地域での生活を継続できるよう、引き続き、きめ細やかな見守り支援に取り組んでいきます。

〔アパート生活後の相談〕

⑤ 訪問サポート：地域生活安定促進事業（新宿区）

〔タイプ1・2〕にふさわしい事業です。

路上生活から脱却し、生活保護を受けている元ホームレスが再路上化しないよう、訪問相談員がアパートや宿泊所等を訪問し、生活相談等を行い、地域での安定した生活基盤づくりを支援します。

様々な支援課題により、宿泊所からアパート等への移行が困難な元ホームレスの被保護者に対する支援の強化に努めます。

⑥ 地域生活継続支援事業（都区共同）

〔タイプ1・3〕にふさわしい事業です。

自立支援センター及び自立支援住宅の自立退所者に対して、再路上化を防止するため、退所後、転居先訪問や電話相談等を実施しています。

必要に応じて支援期間の延長を行うなど、伴走的な視点も念頭に置いた取組の充実を図ります。

(2) **※生活困窮者自立支援法に基づくアセスメント(支援方法の判断・評価)**
(新宿区・民間団体)

[全てのタイプ]に必要な事業です。

アセスメントは、ホームレス生活になった人やおそれのある人の生活歴や現在に至った要因や、ホームレス自身のニーズを的確に把握し、それぞれの自立にふさわしい様々な施策に結びつけるために必要な、ホームレス対策共通の仕組みです。

生活困窮者自立支援法に基づくアセスメントに沿って、適切な支援方法の判断・評価を行い、支援に役立てます。

※アセスメント項目は、000ページに記載しています。

(3) **福祉的支援の条件整備**

[全てのタイプ]に必要な事業です。

応急援護事業の実施はホームレスに対する支援の第一歩です。

また、様々な段階の相談・助言の中で福祉的支援の条件整備を行うことは居宅・地域での生活を継続するうえで大切な支援のひとつです。

① **応急援護事業(新宿区)**

ホームレスの健康や衛生面の管理を支援するため新宿区が取り組んできた、「食料の提供」「シャワーの提供」「日用品の支給」は、引き続き実施します。

ホームレスから脱却するための「入口」支援として、巡回相談等の際にシャワー利用等について情報提供を行い、区への相談来所を引き続き促していきます。

② 心身の健康に関する支援（新宿区・都区共同）

「ホームレスの結核健診」や「健康相談」等を引き続き実施します。健康相談や健診を受ける機会を確保し、適切な医療が受けられるよう支援します。

また、心の病が疑われるホームレスへのケアについても、都区共同の巡回相談の看護師や保健所の保健師、東京都立中部総合精神福祉センター等が連携して支援していきます。

③ 年金の調査（新宿区）

平成24年1月の全国調査（生活実態調査）では、ホームレスになる前の雇用形態は、「常勤職員・従業員（正社員）」が約4割、公的年金の保険料を納付していた人が約7割でした。

このように、ホームレスの中には、年金受給権のある可能性を持つ人が少なくありません。様々な相談・助言の中で年金調査を支援し、年金受給に結びつける取組を推進します。

④ 住民登録の設定（新宿区）

住民登録は、就労活動等の社会活動を行う基本となります。また、貯蓄や金銭管理をする上で欠かせない金融機関口座の開設時にも必要です。

そのため、自立支援ホーム等の入所者に対する住民登録設定に関する手続きの支援を行います。

(4) 施設・住宅資源の確保

施設・住宅資源の確保は、ホームレスの就労による自立、半福祉半就労による地域での生活、医療や保険との連携による継続した地域生活を送るためにも、先ず必要となる施策の大きな柱です。

ホームレスのタイプ別ニーズを基本に、それぞれのホームレスの自立に応じた相談や、支援体制を併せ持った施設・住宅資源の確保が必要です。

今後は、「高齢層」の地域生活への移行や、「再路上化」防止のため、介護支援やコミュニティ機能を有する施設資源の確保も求められています。

「再路上化」防止の観点から、施設環境の整備も必要です。

しかし、大都市における施設・住宅資源の新たな確保は、高額な用地取得費が施設運営費を圧迫することなどから、大きな課題があります。

そのため、国や東京都の積極的な財政支援に合わせて、国や東京都・*都区共同事業による公的な既存資源や、民間資源の有効活用を図るとともに、施設やホームレスの状況の変化に即した柔軟な対応が必要です。

ここでは、「緊急対応型」と「地域生活移行・定着型」に分類します。

〔緊急対応型〕

① 民間宿泊所の借上げ：給食宿泊場所の確保（新宿区）

〔タイプ1・2〕にふさわしい事業です。

ホームレスの緊急一時的な宿泊施設として、民間宿泊所を活用した給食宿泊場所の年間借り上げベッド数を確保します。生活困窮者自立支援法に基づく一時生活支援事業として継続します。

② 緊急一時保護事業（自立支援センター）（都区共同）

〔タイプ1・3〕にふさわしい事業です。

各区の福祉事務所等で自立支援センターへの入所希望者を面接し、事業の利用を決定しています。

保護と心身の健康回復を図るとともに、利用者の就労意欲等の総合的な評価（アセスメント）を行う「緊急一時保護事業」を行います。

生活困窮者自立支援法に基づく一時生活支援事業等として継続します。

〔地域生活移行：定着型〕

③ 自立支援ホーム（新宿区）

〔タイプ1・3〕にふさわしい事業です。

自立意欲のあるホームレスに対して、区が借り上げた施設で短期的・集中的に就労や生活指導を行い、転宅資金を貯蓄することで、アパート等への移行を支援する「自立支援ホーム」を引き続き実施します。

生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業及び一時生活支援事業として継続します。

④ 自立支援事業（自立支援センター）（都区共同）

〔タイプ1・3〕にふさわしい事業です。

「緊急一時保護事業」でのアセスメントで、就労意欲があり、心身の状態が就労に支障が無いと認められる人に対して、就職及び住宅の相談を集中的に行い、就労による自立と円滑な地域移行を目指します。

今後は、就労支援の取組をより充実するとともに、若年層等で社会経験が十分でない利用者に対しては、社会性の向上等、個別の状況に応じた就労支援の強化を図ります。

⑤ 自立支援事業（自立支援住宅）（都区共同）

〔タイプ1・3〕にふさわしい事業です。

自立支援センターの就労退所者等に対して、特別区人事・厚生事務組合が借り上げアパート等を提供し、転宅資金の貯蓄と安定した生活基盤を築くことができるよう支援します。

今後は、区からの入所推薦等、弾力的な運用を東京都や特別区人事・厚生事務組合に要望します。就労可能な女性ホームレスの直接入所は、

引き続き実施します。

また、訪問・相談体制を強化して、生活状況や貯蓄状況について、よりきめ細かな把握・助言等を行う等、支援の充実を図ります。

⑥ 支援付地域生活移行事業（都区共同）

〔タイプ1〕にふさわしい事業です。

路上生活が長期化・高齢化した人を対象に、路上生活からの脱却及び地域生活の安定に向けた支援（特別班による巡回相談の強化、自立支援住宅（支援付き）での居住支援など）を一貫して行います。

⑦ 生活支援付き住宅（施設）の整備（国・東京都・新宿区）

〔タイプ1〕にふさわしい事業です。

高齢化したホームレスの中には、認知症等、高齢による要因で自立が困難な事例が見受けられます。

アパート等での生活が難しい高齢の元ホームレスが利用可能な介護や生活支援付きの住宅（施設）の整備について、住宅・高齢者部門と連携して国や東京都に働きかけていきます。

⑧ 住宅の確保（国・東京都）

〔全てのタイプ〕に必要な事業です。

住宅確保は、国・東京都がその役割を担うのが基本です。

今後も、公営住宅等の入居斡旋、低家賃住宅の確保、また、自立支援システムの「自立支援住宅」の弾力的な活用など、東京23区共有の資源ストックの整備と家賃助成も含めた住宅確保の支援を、強く働きかけていきます。

(5) 就労支援

就労支援は、国や東京都の基本的な役割です。「特別措置法」第5条(国の責務)で、「国は総合的な施策を策定し、これを実施する」としています。

福祉事務所を中心にした福祉部門で、就労や住宅支援の全てを行うのは困難です。そこで求められるのは、就労や住宅対策部門に福祉的な支援を取り入れた総合的な取組です。

① 就労支援（新宿区）

〔タイプ2・3〕に必要な事業です。

新宿区では、拠点相談所でホームレスからの就労関係の相談に応じたり、生活保護を受給している元ホームレスに対して、就労支援員による支援や「新宿就職サポートナビ」等の案内を行います。

また、新宿区に居住するホームレス生活を余儀なくされるおそれのある人等については、生活困窮者自立支援法に基づく就労支援を行います。

* 「東京ジョブステーション」「TOKYOチャレンジネット」「ハローワーク」「民間団体」などとの連携を図り、ホームレスの就労自立に向けた支援を継続します。

また、ホームレスの職歴などに配慮した雇用の創出・開拓の促進を国や東京都に要望していきます。

② 就労支援・住宅支援等相談機能との連携強化（国・東京都・新宿区）

〔タイプ2・3〕に必要な事業です。

新宿区の就労支援部署、ハローワーク、TOKYOチャレンジネット、社会福祉協議会など関係機関とは、連絡会議等の場を活用し、常に密に連絡を取り合っていきます。

③ 雇用対策における第二のセーフティネットの充実（国・東京都）

〔タイプ2・3〕に必要な事業です。

国は、生活困窮者自立支援法施行に伴い第二のセーフティネットを拡充し、離職により住居を失った人や失うおそれのある人等に対し「職業訓練受講給付金」、「住居確保給付金」や「社会福祉協議会の各種貸付金」などの支援を実施しています。

しかし、様々な事情を抱えるホームレスにとって、必ずしも使いやすいとは言えません。第二のセーフティネットが、ホームレスにとっても、実効性の高い仕組みとなるよう強く働きかけていきます。

また、東京都は、「住居喪失不安定就労者・離職者等サポート（介護支援コース）特別貸付事業」を実施しています。東京都独自の取組として引き続き実施するよう、要望します。

(6) 人的資源の開発とネットワークづくり

ホームレス問題の解決には、自治体職員はもとより、区民がより一層、人権意識を持ち、更にホームレスそれぞれのニーズや段階に応じた自立支援の取組に共通理解を深め、共に解決していくといった視点を持つことが大切です。

また、国や東京都の関係機関を含めた広域的な対応と、地域の人々の理解や支えあいなどの地域福祉の観点から、区民やNPO等支援団体との連携が必要です。

ホームレスにとって必要な施策が、総合的かつ横断的に展開されるためには、区民も含めた様々な主体が情報を共有するとともに、ホームレス問題の解決のために共通の認識を深めることが必要です。

① ホームレスの自立支援策の周知（新宿区）

新宿区の先駆的なホームレスの自立支援策について、第Ⅳ期推進計画の概要版等を活用し、福祉関係職員や地域の民生委員・児童委員などの関係者に広く周知し、理解が深まるよう努めます。

② 福祉関係職員の研修等の実施（特別区人事・厚生事務組合）

ホームレス問題については、東京 23 区は、ホームレス数の多寡等を問わず、共通の認識を持って取り組む必要があります。そのため、各区の福祉担当職員や関係機関職員のホームレス対策に対する理解と共通認識を図るために、引き続き、専門研修等を実施するよう働きかけます。

③ 広域的な関係機関会議の設置（国・東京都）

ホームレス問題の解決には、福祉・就労・住宅といった施策の総合的な取組が必要です。そのため、国や都県も含めた広域的な関係機関会議の設置を引き続き要望します。また、迅速な情報共有が図られるよう提言します。

④ 関係機関・団体等との連絡会議の設置（新宿区）

都区共同事業の効果的な運営を推進するため、東京都も含めた東京 23 区のブロック別会議を引き続き実施します。

また、新宿区のホームレス課題を解決するために、関係機関・NPO 等支援団体との連絡会議を必要に応じて開催します。

(7) 公共施設の適正管理

〔全てのタイプ〕に必要な事業です。

公共施設には、公園や道路などがあります。こうした施設は一定のルールのもとに、誰もが自由に快適に利用することができる場所でなければなりません。

しかし、多くのホームレスが居場所を求めて、公共の空間で起居を始めたり、周囲の人の使用を妨げる長時間の占拠を行ったりしています。

新宿区は、大規模なターミナルと繁華街を抱え、他自治体からのホームレスの流入が顕著に現れている自治体です。

このような状況に対し、必要に応じて警察等とも連携しながら区は以下のように取り組んでいきます。

① 大規模公園（新宿中央公園・都立戸山公園）

この2つの公園は、「地域生活移行支援事業」の実施により、ホームレスが大幅に減少しました。その後、両公園ともに巡回警備員による24時間体制の巡視・指導を行うとともに福祉と連携して巡回相談を行い、制度等の必要な情報を提供しながら、新たな流入者に対して適切な公園利用について理解を求めています。

今後も、巡回相談や職員の現地訪問を引き続き継続し、施設管理者やNPO等支援団体と連携して、対応していきます。

② 中小規模公園

中小規模公園では、巡回相談や施設管理者による日頃の巡回等により対応していますが、大規模公園とは異なり、頑なに路上生活を続ける人もいるため、区民との軋轢を生じる場合があります。

そのため、施設管理者と連携して粘り強い巡回相談により来所を促し、適切な施策に結びつけながら、迅速に対応していきます。

③ 道路等

大規模なターミナルと繁華街を抱える新宿区では、道路等で起居するホームレスが多数見受けられます。特に、歩行者の安全な通行のために設けられた歩道に、ダンボールハウスや荷物等を置く行為は、極めて危険であり、違法なものといわざるを得ません。

今後も、定期的な道路管理者の巡視と併せて巡回相談を行い、粘り強く対応していきます。

④ その他の公共施設

公共施設は、それぞれの施設のルールを守った利用が行われていれば、誰もが自由に利用できます。

適正管理を行う上で留意すべき点は、利用者が安心して快適に利用できる環境を確保しながら、ホームレスの人権にも配慮することです。一方的にその場所から排除するだけでは抜本的な解決には至りません。

今後も、施設管理者や関係機関等との連携を十分に図りながら、粘り強く対応していきます。

(8) 人権啓発

ホームレスに暴行を加え生命を奪う等の凶悪な犯罪が起きたことがあります。このような事件の根底には、ホームレスに対する偏見や差別意識があると考えられます。また、ホームレス自身の迷惑行為から生じる区民との軋轢も後を絶ちません。

このようにホームレス問題は、様々なトラブルの引き金となるものですが、その解決にあたっては、ホームレスも区民も同じ地域に存在する人間としての人権を持つ、という観点を見失うわけにはいきません。

そのためには多くの区民が、ホームレスという様々な支援を必要とする

人々の実情、路上生活にいたる原因、現在の施策、国や自治体の取組状況等を、先ず知ることが大切です。

そして、区民や地域団体、NPO等支援団体など様々な主体が、ホームレス問題への相互理解を深めながら、「だれもが互いに支えあい、安心してくらせるまち」として地域福祉を推進していくために、以下の啓発活動に取り組んでいきます。

① ネットワークづくり等による啓発

多くの区民にホームレス問題を身近な問題として考えていただくために、町会・自治会など地域団体へのホームレスの自立支援施策の説明や、環境対策会議への参加などの機会を捉え、区民や地域団体とのネットワークづくりを行います。ネットワークを活用して、ホームレスへの理解を醸成し、人権啓発を推進します。

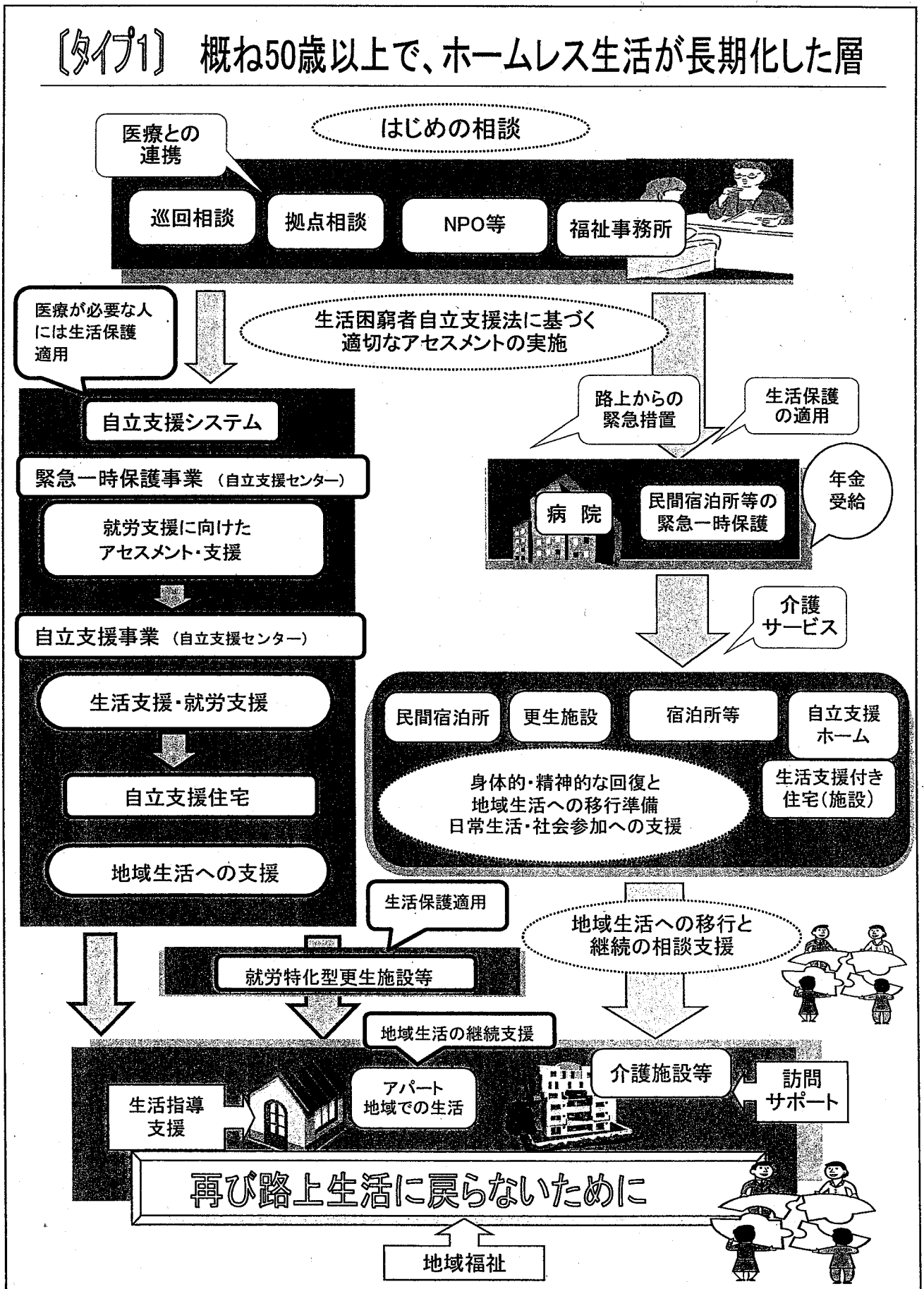
② 第Ⅳ期推進計画を活用した啓発

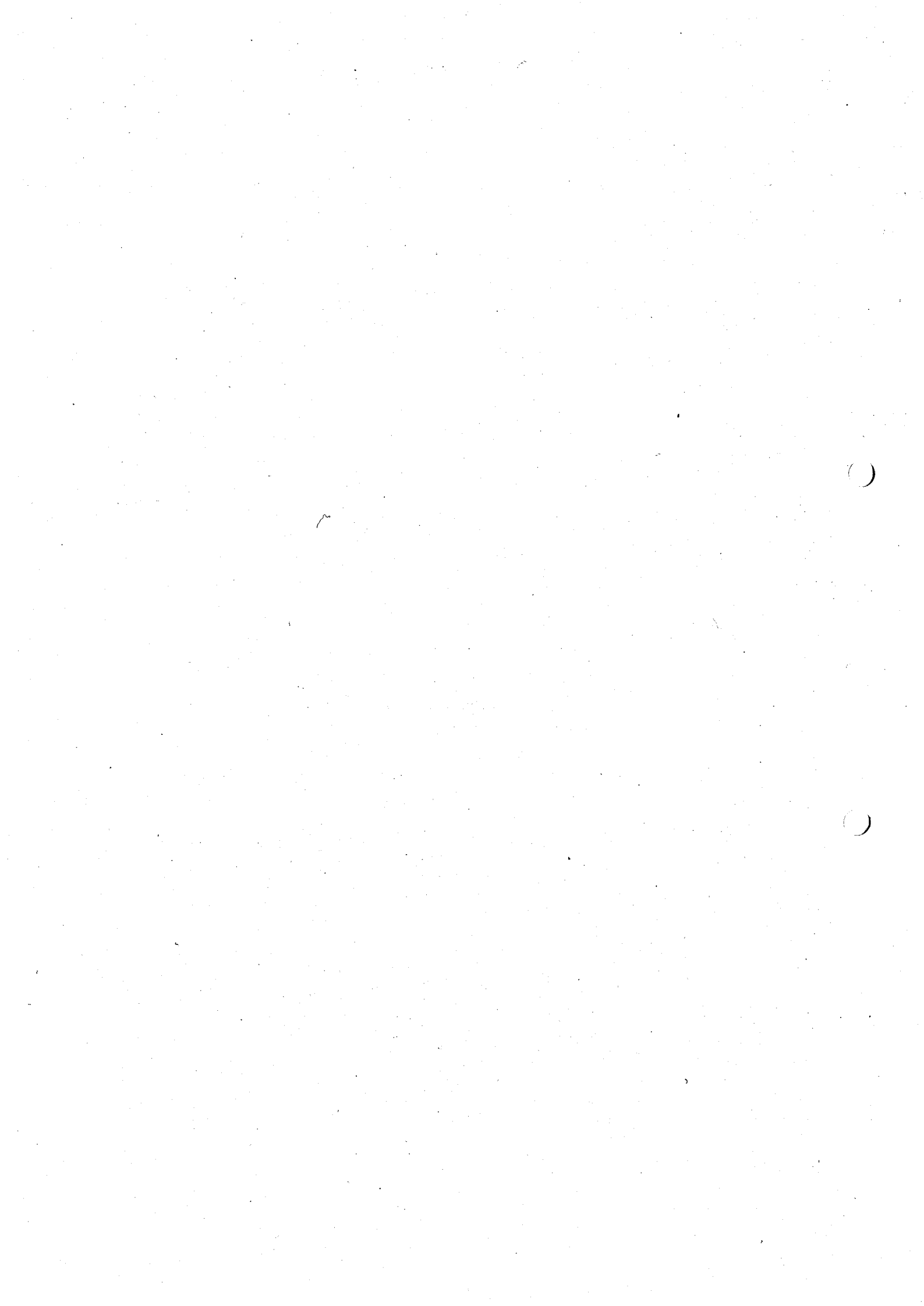
この第Ⅳ期推進計画そのものが、施策の体系や事業内容を説明したものであり、民生委員・児童委員をはじめ地域の人たちの勉強会などの手引書として活用していただければと考えています。この他にも、12月の人権週間の機会などを捉え、ホームレスの人権啓発を推進します。

子どもたちに対しては、教育委員会や青少年育成委員会などを通じて、第Ⅳ期推進計画を紹介するなどにより、ホームレスへの暴行事件には、ホームレスに対する偏見や差別意識が根底にあることを考える機会を作り、人権啓発を図ります。また、職業意識の醸成に努めることにより、社会的にも経済的にも自立する意思を育んでいきます。

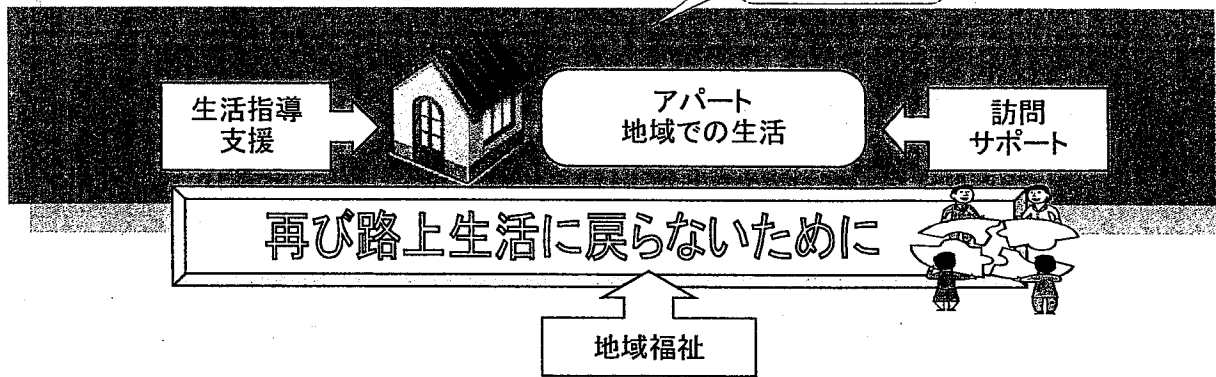
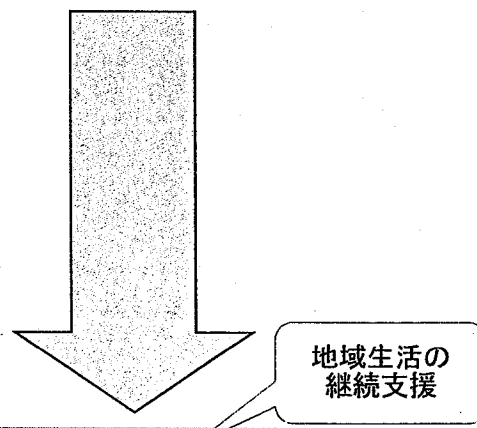
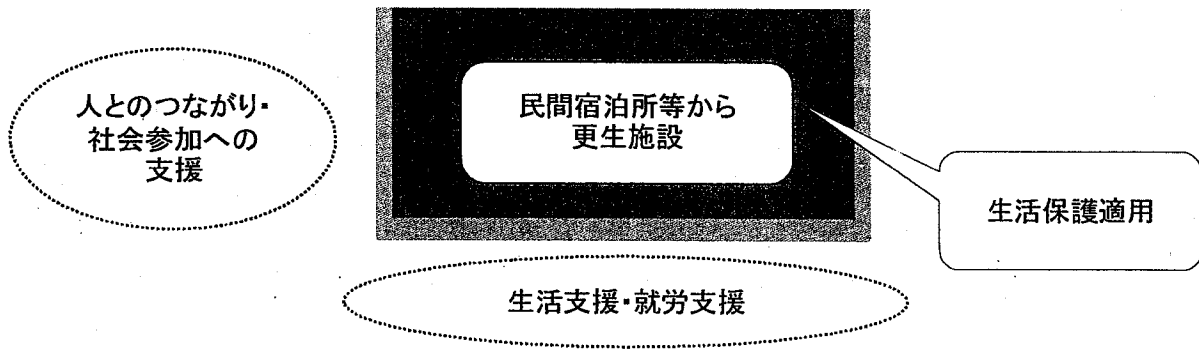
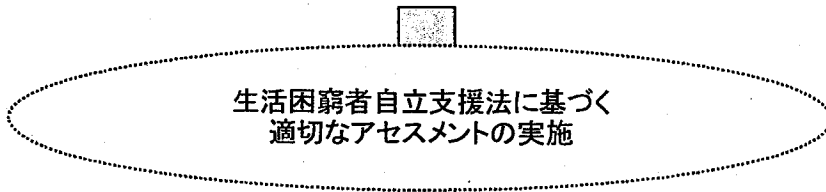
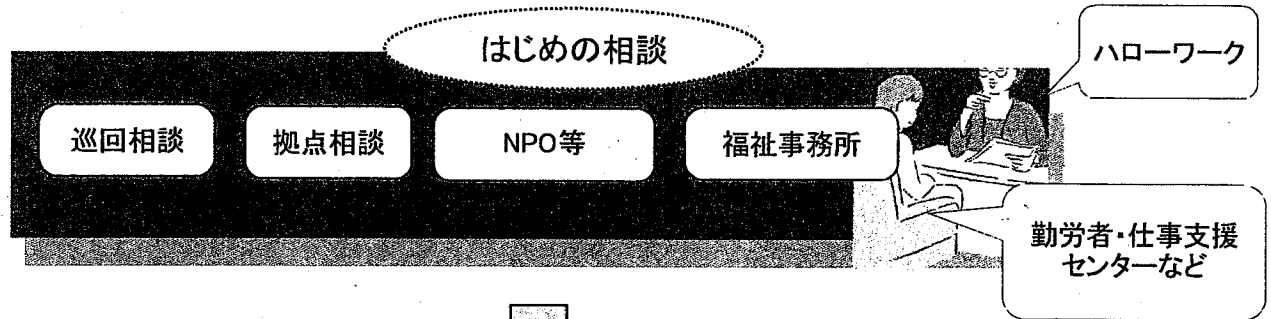


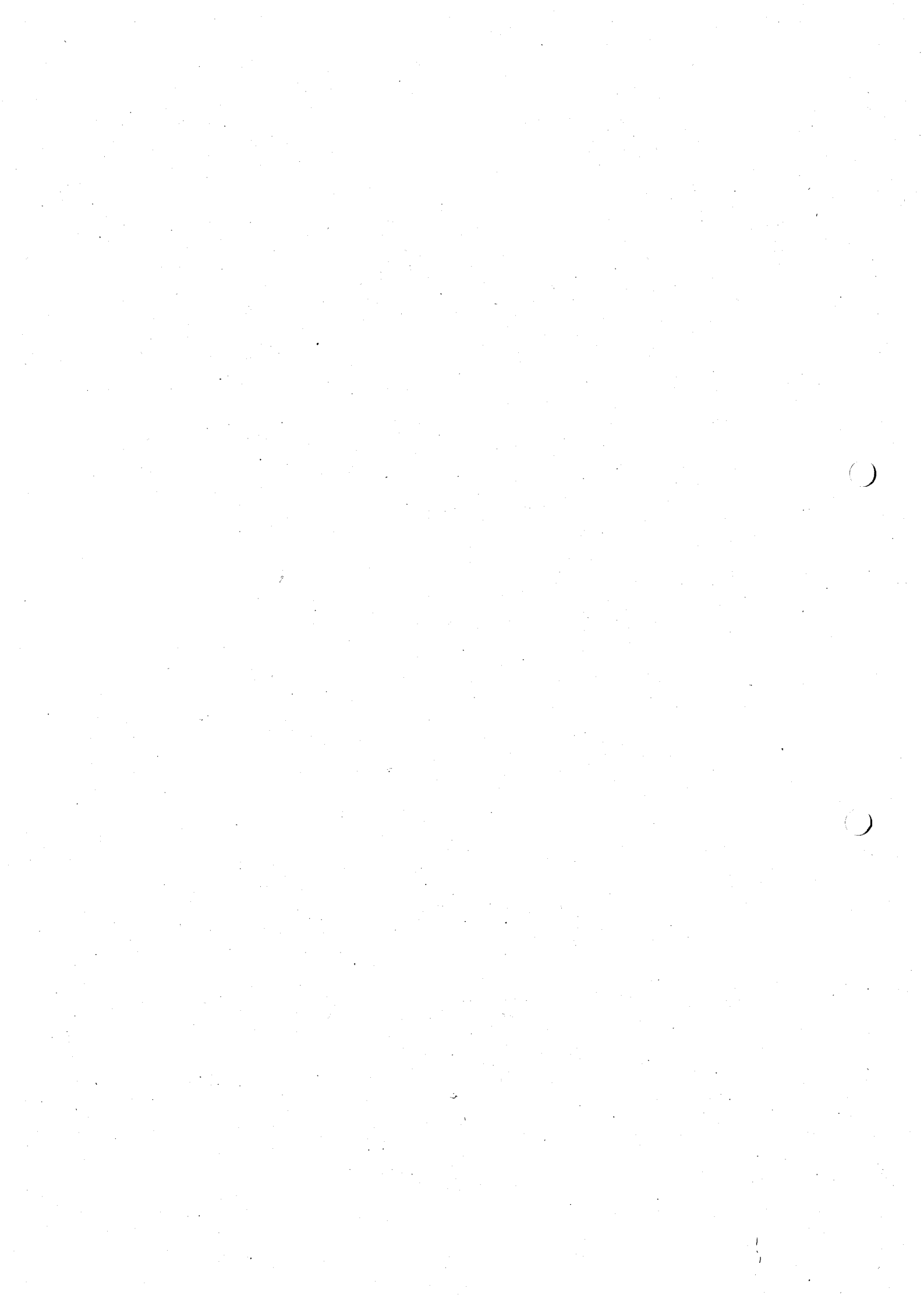
4 ホームレスのタイプ・段階的支援イメージ



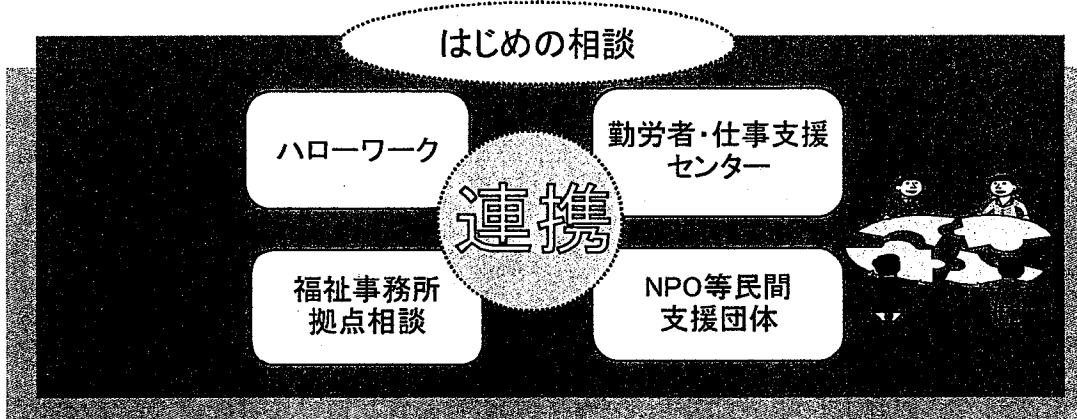


[タイプ2] 概ね50歳以下で、傷病・障害あるいは過去の生育歴・職歴等から、社会関係の再構築の支援も必要な層



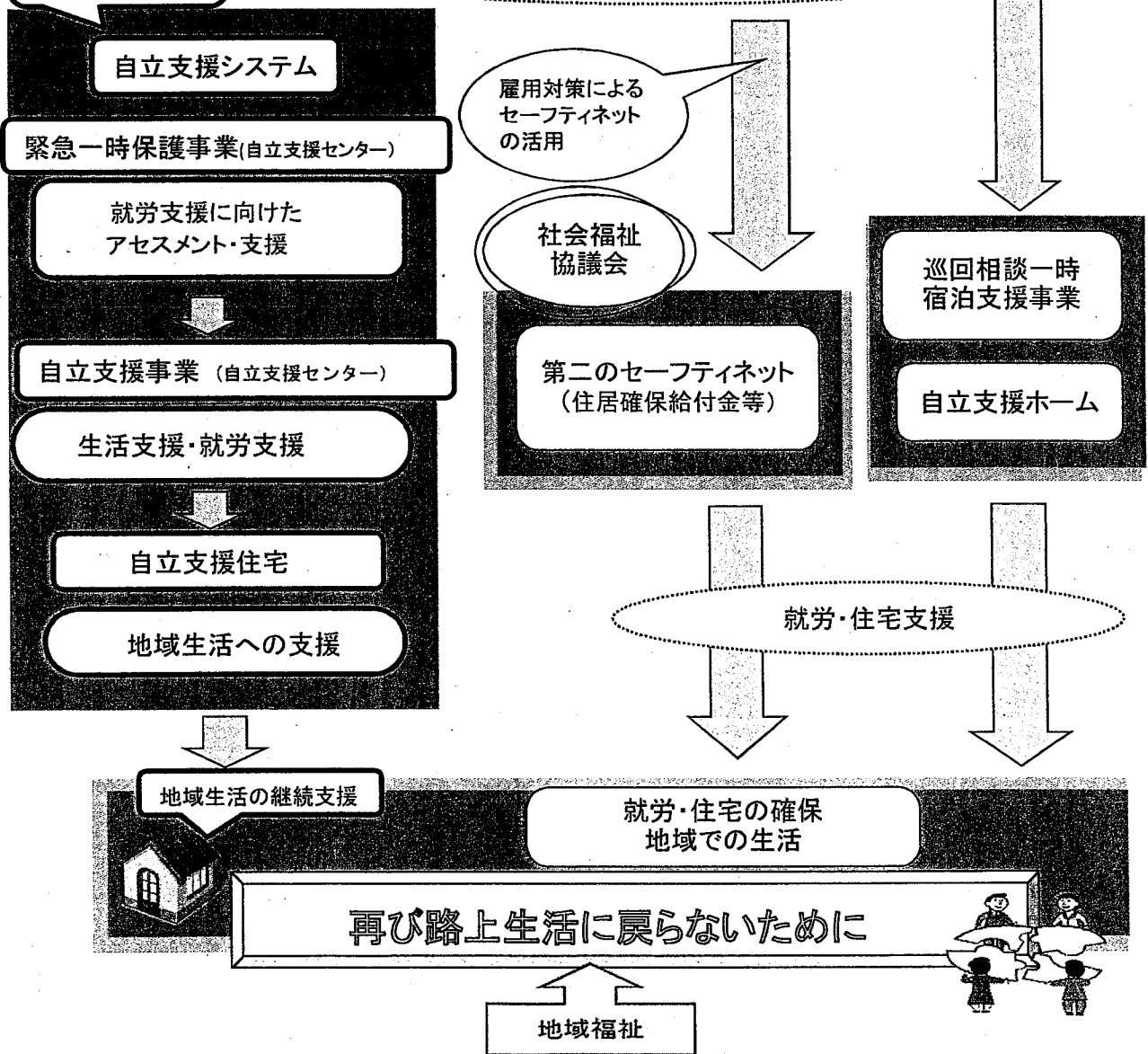


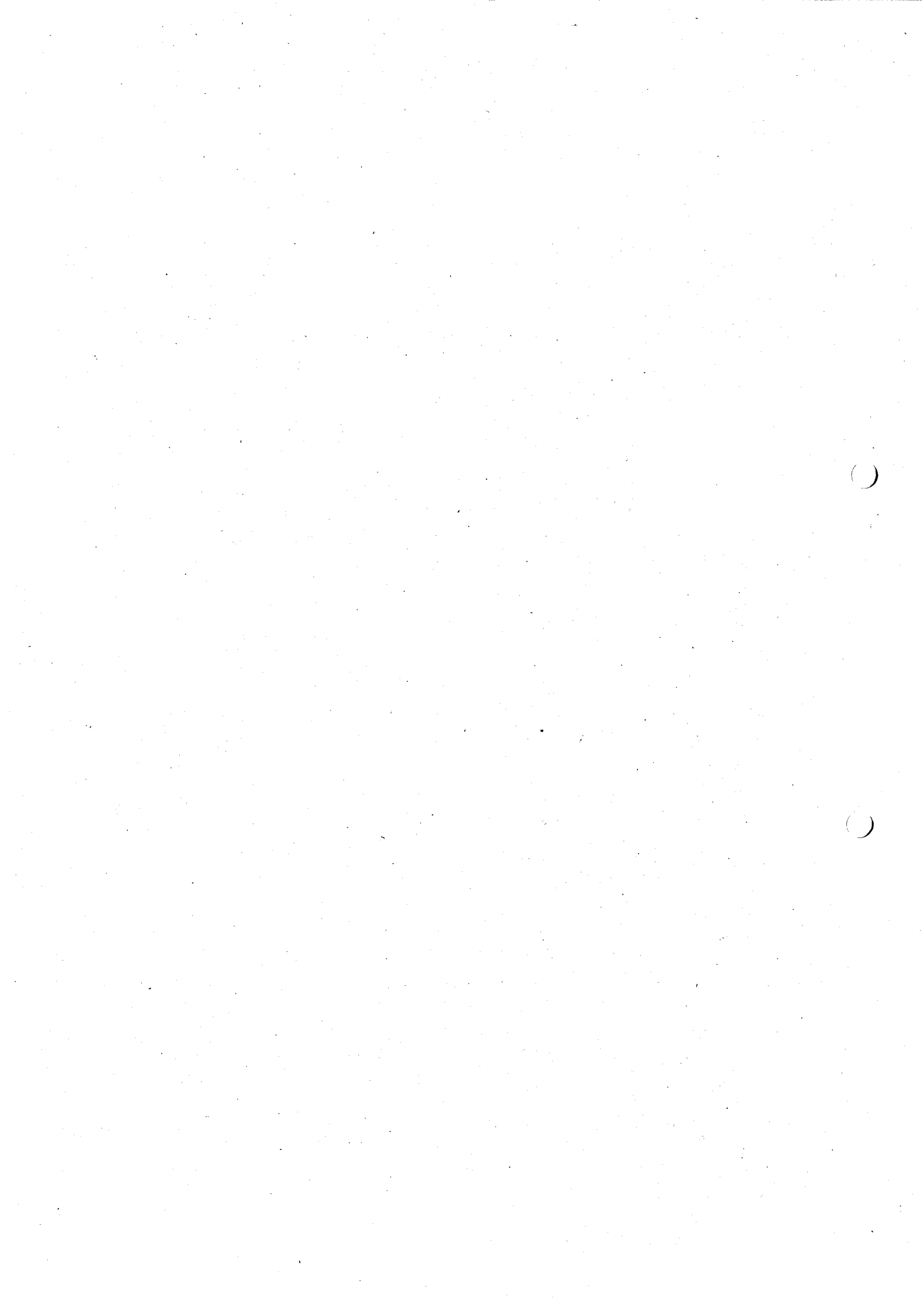
[タイプ3] 概ね50歳以下を中心に、仕事と住宅が確保できれば、
すぐにでも自立ができる層



医療が必要な人には生活保護適用

生活困窮者自立支援法に基づく適切なアセスメントの実施

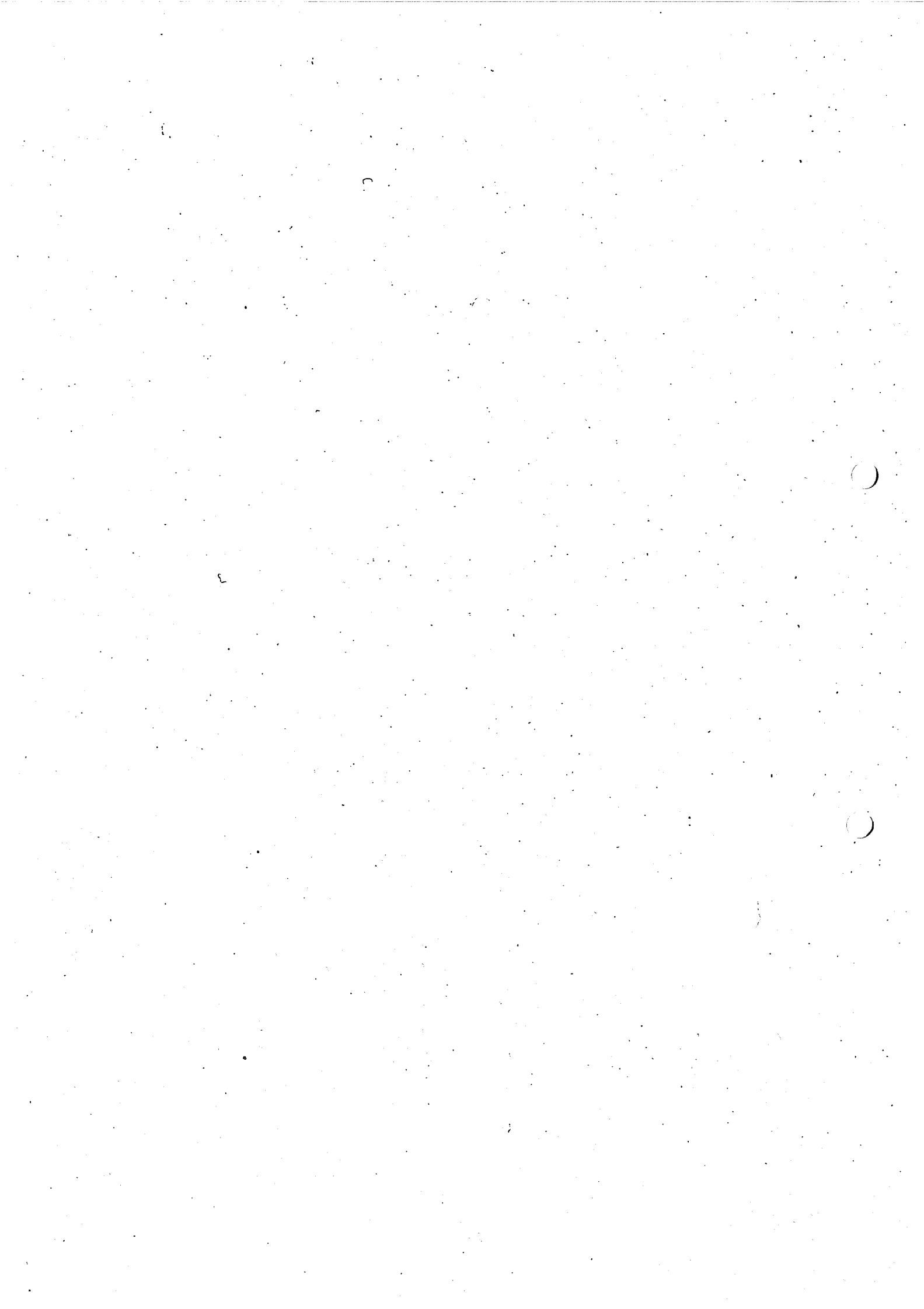




V 計画の推進等

1 計画の推進体制

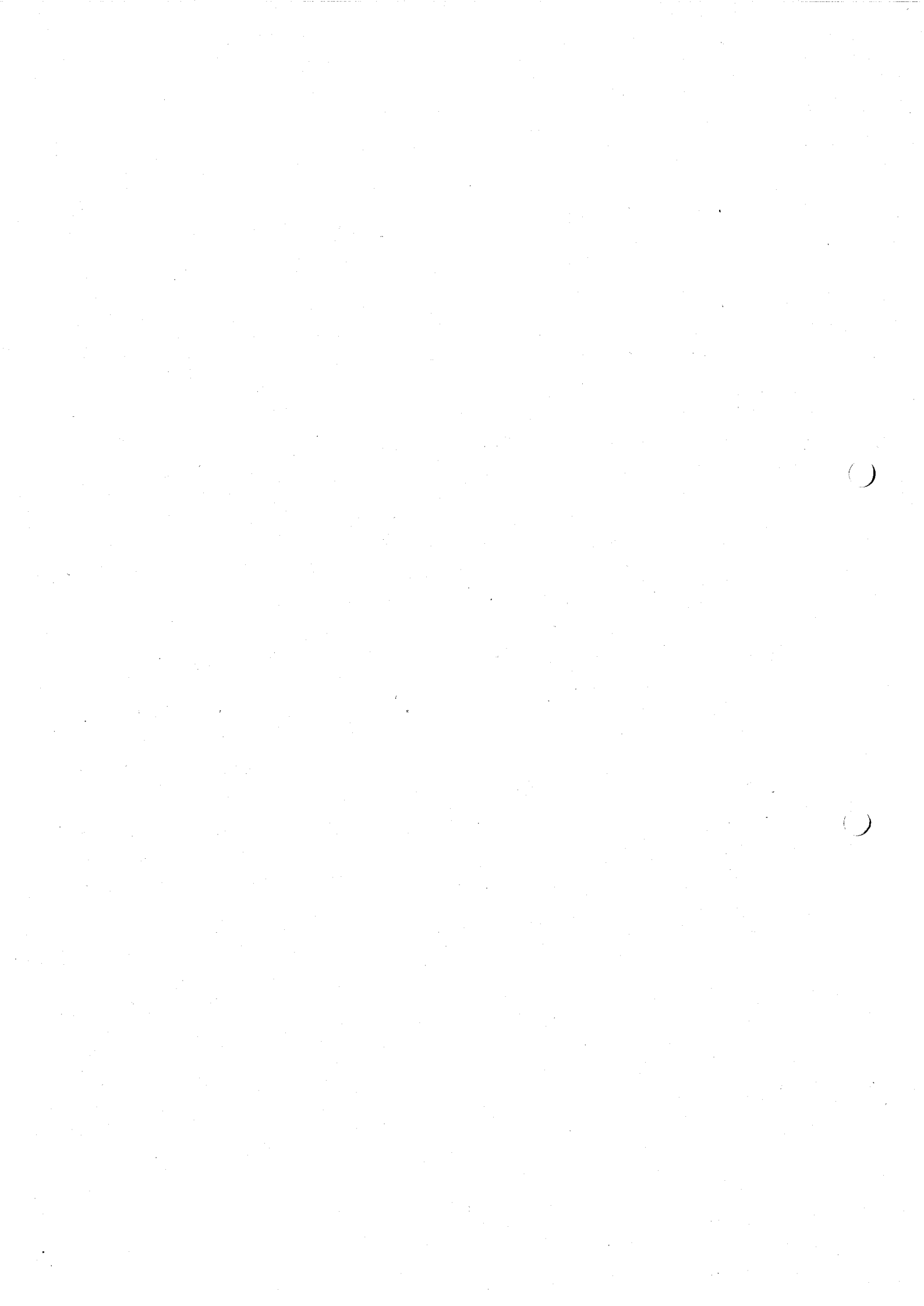
2 第IV期推進計画の見直し



V 計画の推進等

1 計画の推進体制

2 第IV期推進計画の見直し



V 計画の推進等

1 計画の推進体制

(1) 庁内体制

庁内の関係部署の職員を構成員とする連絡体制を引き続き継続します。

今後も、保健所、公共施設管理、就労、住宅や安全安心等の担当部門との連携をより一層強化し、計画を総合的に推進していきます。

(2) 国・東京都・東京 23 区との連携の推進

ホームレス問題について広域的な都市問題としての解決を図り、都区共同事業を推進するために、今後も国・東京都・東京 23 区との連携に努めます。

(3) 就労・医療等関係機関との協力体制づくり

ハローワークやTOKYOチャレンジネット、また、社会福祉協議会や医療機関等の関係機関とは、ホームレス問題に関する情報の交換を積極的に行うなど、その協力体制づくりに努めます。

(4) NPO等支援団体との連携強化

施設管理者を含めた各行政機関やNPO等民間支援団体等と常に連絡を取り合い、ホームレスへの自立支援と、地域における生活環境の保全とがバランス良く推進されるよう、より一層の連携強化を図ります。

2 第Ⅳ期推進計画の見直し

(1) 第Ⅳ期推進計画の計画期間は、令和6年度までの5年間としますが、施策の進捗状況やホームレスを取り巻く状況の変化、国の基本方針、東京都の実施計画の見直しなどを勘案し、必要に応じて計画の見直しを行います。

(2) 「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」は、法律の公布日から起算して25年を経過した日（令和9年8月6日）に効力を失うとされています。

また、「生活困窮者自立支援法」は平成30年度に法改正が行われました。国の基本方針では、「ホームレス対策は特措法の趣旨・理念を踏まえつつ生活困窮者自立支援法において実施する」としており、特措法失効後も、新宿区では生活困窮者自立支援法のもとで所要の見直しを行いながら、ホームレスの自立支援を推進していきます。

(3) 計画の内容については、毎年度、進捗状況の検証を行うなど適切な進捗管理に努めていきます。